

情報教育

学年別年間指導計画 [小学1年]

○ 基礎的知識・技能	(I-1) 写真や本などから情報を集めることができる。 (I-2) 目的を考えて、発表したりすることができる。
○ 思考力・判断力・表現力	(II-1) 情報を仲間で分けたり、整理したりすることができる。 (II-2) 分かりやすく表現することができる。 (II-3) できるようになったことに気づくことができる。
○ プログラミング的思考	(III-1) 分解して考えたり、問題の解決方法を考えたりすることができる。 (III-2) 問題の解決や表現するために、順次(順番ごとにする)や反復(繰り返し)を使って考えることができる。
○ 情報モラル	(IV-1) 自分や他の人たちの情報を大切にし、ルールを守って安全にコンピュータなどをつかうことができる。 (IV-2) コンピュータやインターネットの基本的なルールやマナーがわかる。

	4月	5月	6月	7月	8.9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
国語		暗唱	ならべかえことば	ひらがな模写	百人一首暗唱	カタカナならべ なに見			百人一首ことばをあつめよう		タブレットドリル 漢字	
算数						形遊び まとめプリント	たしざんドリル			時計 陣取りゲーム 図形の敷き詰		
生活		春探し 朝顔観察	朝顔観察	朝顔観察 夏探し	夏探し	どんぐり 図鑑	秋探し		冬探し			
体育		マット 撮影										
図工	作品を作り次第、撮影→ロイロ提出1年間								スプレッドシートのスタンプ機能を使った作品作り			
音楽						鍵盤ハーモニカ練習						
外国語							ロイロ ノート 色カード	歌	歌配信			
ICTスキル					犯人を捜せ						ビスケッ 「海の世	
その他		音読提出								6年生送る 会動画配 信		

情報教育

学年別年間指導計画 [小学2年]

○ 基礎的知識・技能	(I-1) 写真や本などから情報を集めることができる。 (I-2) 目的を考えて、発表したりすることができる。
○ 思考力・判断力・表現力	(II-1) 情報を仲間に分けたり、整理したりすることができる。 (II-2) 分かりやすく表現することができる。 (II-3) できるようになったことに気づくことができる。
○ プログラミング的思考	(III-1) 分解して考えたり、問題の解決方法を考えたりすることができる。 (III-2) 問題の解決や表現するために、順次(順番ごとにする)や反復(繰り返し)を使って考えることができる。
○ 情報モラル	(IV-1) 自分や他の人たちの情報を大切にし、ルールを守って安全にコンピュータなどをつかうことができる。 (IV-2) コンピュータやインターネットの基本的なルールやマナーがわかる。

	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国語	音読 ロイノートで音読宿題 ことばドリル (NHK for school)										
算数・数学	さんすう犬ワン (NHK for school)										
図工	○作品をロイノートに提出し、回答共有し鑑賞する。(年間通して)										
音楽	○歌や鍵盤ハーモニカ宿題(ロイノートで提出)										
外国語活動	○動画や音楽を流して単語を聴く、絵本をみる。 (バナナチャンツ、brownbear) など										
生活科	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">○GoogleMapを用いて町紹介 (II-2) 分かりやすく表現することができる</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">○GoogleMapを用いて町紹介 (II-2) 分かりやすく表現することができる。</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">トウルートゥルをつかった授業 (III-1) 分解して考えたり、問題の解決方法を考えたりすることができる。</div> </div>										
その他											

令和5年度 学校教育アンケートについて

※5つの選択肢「そう思う」、「だいたいそう思う」、「あまりそう思わない」、「そう思わない」、「わからない」のうち、「そう思う」「だいたいそう思う」の合計を肯定的回答とする。

児童アンケートにおける肯定的な回答の割合

(1) 学校に行くことは楽しいですか。	91%
(2) みんなと力を合わせて何かをするのは楽しい。	97%
(3) 学校の決まりや約束を守っていますか。	97%
(4) 自分にはよいところがあると思いますか。	87%
(5) 自分からすすんであいさつをしていますか。	85%
(6) いじめなど困ったことを先生や友達などに相談できますか。	86%
(7) 先生や友だちの話をしっかり聞いて、自分の考えを深めたり広げたりすることができている。	94%
(8) 朝ごはんを毎日食べていますか。	96%
(9) 先生は、頑張ったことをほめてくれますか。	95%
(10) 先生は、私たちの意見や考えを聞いてくれますか。	97%
(11) 先生の授業やお話は、わかりやすいですか。	97%
(12) 大きなテレビやタブレットを使った授業はわかりやすいですか。	97%
(13) 授業では、めあてに向かって自分で考え、取り組んでいますか。	91%
(14) 授業で自分の考えを発表する時に、考えがうまく伝わるよう工夫していますか。	87%
(15) 授業では、自分の考えをまとめることができているですか。	89%
(16) 授業の最後に振り返る活動をよく行っていますか。	91%
(17) 勉強しやすい ふんい気で授業を受けていると思いますか。	92%
(18) 算数の少人数授業は、わかりやすいですか。	95%
(19) 運動会や校外学習などの学校行事は楽しいですか。	98%
(20) 読書は好きですか。	83%
(21) 家では自分で計画を立てて勉強をしていますか。	81%
(22) 家での学習や宿題は学校の授業とつながっていると思いますか。	88%
(23) 自分自身や友だちを大切にしていますか。	98%
(24) 地震などの災害が起こった時、どうしたらよいかわかっていますか。	98%

すか。	
(25) 学校や家で食の大切さを学んでいますか。	96%
(26) 次の学年になるのが楽しみですか。	86%
(27) 道徳の授業では、大切なことを学んでいると思いますか。	97%
(28) 体育の授業は楽しいですか。	93%

児童アンケートの結果に関する考察

設問1～3（学校生活についての設問）では、どの項目も90%以上であった。特に、「みんなで力をあわせて何かをするのは楽しい。」に対して肯定的回答が多く、協働的な学びが定着していると思われる。「学校の決まりや約束を守っていますか。」についても肯定的な回答が多く、規範意識の高さがうかがえる。

設問4の自尊感情については、課題が残る結果であった。子どもたちをほめることやよいところを伸ばすようにし、自己肯定感を高めるための日々の取り組みが必要である。

設問5「自分からすすんであいさつをしていますか。」は、人間関係を築く力やコミュニケーション力につながる項目である。肯定的な回答がやや少ない結果となった。子どもたちがよりよい人間関係を築き、コミュニケーション力の向上させるために、学級活動の充実や話し合いの場面を多く取り入れていくことが大切であると考ええる。

設問6「いじめなど困ったことを先生や友達などに相談できますか。」についても、課題が残る結果であった。学校における相談体制の充実や相談しやすい雰囲気づくりを醸成することが大切である。

設問11～17（授業について）では、設問14、設問15以外では肯定的な回答が90%を超えており、おおむね良好だと言える。本校では昨年度より国語科を中心に校内研究を進めている。「自ら考え、判断し、行動する主体的に学ぶ児童の育成～学ぶ側に立った授業の実践を求めて～」をテーマに、学校全体で授業研究を進めた成果と言える。

設問20「読書」について、「絵本の読み聞かせ」や、国語科での並行読書にも取り組んでいるが、まだ取り組みが不十分だと考える。タブレットでの情報収集や検索を行うことが多くなる中、紙の本を手にとり、時間をかけて読む経験も幼少期の時期に大切なことと考えており、学校でも図書時間を通じて本に親しむ時間を大切にしていきたい。

設問21「家では自分で計画を立てて勉強していますか。」については、80.6%の児童が肯定的な回答をしている一方で、後述する保護者アンケートでは肯定的な回答が38%であった。両者を比較すると受け止め方に大きな違いがあり、保護者から見て十分でないと考えられる理由について、さらなる分析が必要である。今後、児童の思いを大切にしながら、学校と家庭で協力しあって学力向上の取り組みを進めていきたい。

設問23の人権教育について、設問24の安全指導については、ともにおおむね良好であった。

保護者アンケートにおける肯定的な回答の割合

(1) 子どもは、学校へ行くことを楽しみにしている。	90%
(2) 学校では、子どもにとって分かりやすい授業が行われている。	94%
(3) 学校では、落ち着いた雰囲気の中で授業が行われている。	85%
(4) 先生は、子どもの意見や考え方を大切にしている。	93%
(5) 子どもは家で、学校の授業の復習をしている。	49%
(6) 子どもは家で、学習計画を自分で立てて勉強している。	38%
(7) 学校は、子どもの能力や努力を適切・公平に評価している。	87%
(8) 学校は、いじめのない集団づくりに取り組んでいる。	78%
(9) 学校は児童の安全確保に努力している。	88%
(10) 学校は、家庭への連絡を適切に行っている。	89%
(11) 学校の施設・設備は、学習環境面として満足できるものである。	81%
(12) 学校は、保護者や地域の諸団体との連携や協力を努めている。	84%
(13) 学校から保護者に出す文書・事務連絡等は適切である。	95%
(14) 学校は、ICT 機器（タブレット端末・大型テレビ・ビデオ等）を使ったわかりやすい授業を行っている。	88%
(15) 子どもは、家で「食」に関する話をしている。	73%

保護者アンケートの結果に関する考察

全体的に肯定的な回答の割合が低く、改善の余地がある結果となった。

問1の学校生活全般にわたっての設問では、児童の回答と同様、肯定的な回答が多い結果となった。

設問2～4（授業について）では「落ち着いた雰囲気の中で授業が行われている。」についての肯定的な回答が85%であり、子どもたちが集中して学習できる環境づくりが課題である。「個別最適な学び」を実現するため、個別学習やグループ学習を子ども自身が選択する授業スタイルを取り入れ始めており、個別学習やグループ学習の時でも授業規律の徹底を図り、集中して学習に取り組める環境づくりを意識した授業の実現をめざす。

設問5～6（家庭学習について）の肯定的な回答が非常に低く、先述したように児童の認識と大きなギャップがあることをどのように考えるかは今後の大きな課題である。

設問8の「いじめのない集団づくり」については、肯定的な回答が78%であった。また、「わからない」という回答が14%あり、学校の様子が分かりにくい状態であったことがうかがえる。学校の様子が分かるようにブログや他のツールを用いた情報発信を充実させ、保護者が日頃の学校の様子を認識することができるような取り組みを推進したい。

についての肯定的な回答が85%であり、学校の様子が分かりにくい状態であったことがうかがえる。学校の様子が分かるようにブログや他のツールを用いた情報発信を充実させ、

保護者が日頃の学校の様子を認識することができるような取り組みを推進したい。

設問 9・11（施設面や安全面について）に関しては、遊具等の安全点検を月1回行っており、けがや事故がないよう、今後も引き続き施設の修繕や安全点検等、安全に配慮にした学校づくりを継続する。

設問 10・12・13（保護者や地域の皆様との連絡や連携）については肯定的な回答がやや多い結果であった。今後も保護者への連絡をより丁寧に行っていくとともに、地域の諸団体と連携して地域の方と協力し合いながら子どもたちの育成に努める。

設問15の食に関する設問では、肯定的な回答が73%であった。「食育」とは「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるもの」（食育基本法）である。児童が学校給食を通じて、食に関する興味や関心を高める取り組みを考えたい。

教職員アンケートにおける肯定的な回答の割合

(1) 学力向上に向けての取り組みを積極的に行っている。	100%
(2) 単元の初めに単元計画を示したり作成したりしている。	79%
(3) 落ち着いた雰囲気です授業を行っている。	90%
(4) 全ての子どもが学習に参加できる個別最適な学びを行っている。	96%
(5) 子どもの意見や考えを大切に学級経営（授業）を行っている。	98%
(6) 協働的な学びを通じて子どもの考えを深めたり、広げたりしている。	88%
(7) 子どもにとって楽しい学級経営（授業）を行っている。	96%
(8) 授業の中で見通しが立てやすいように目標（めあて・ねらい）を児童に示す活動や振り返りを計画的に取り入れている。	96%
(9) 5Cを意識した授業づくりを行っている。	79%
(10) 授業と家庭学習をつなぐシームレスな学びを実践している。	85%
(11) 校内研究や研修を積極的に行っている。	85%
(12) 子どもの自己肯定感が高まる支援を行っている。	94%
(13) 発達段階に応じた宿題（自学自習ノートを含む）を計画的に出し、児童の取り組み内容を確認している。	90%
(14) タブレット端末の活用を積極的に行っている。	88%
(15) 「ともに学び、ともに育つ」の支援教育の視点を意識して学級づくりをしている。	98%
(16) いじめのない集団づくりに取り組んでいる。	100%
(17) 子どもの安全対策や危機管理に努めている。	100%
(18) 人権教育（人権・平和・支援教育・多文化共生等）に取り組んでいる。	90%

(19) 校長は、教職員の健康管理の徹底や超過勤務時間の縮減に向け、校内の業務改善を図り、教職員の働き方改革に取り組んでいると感じる。	79%
(20) 超過勤務縮減に向けて、自身の業務に対するタイムマネジメントや業務改善を意識した働き方を行っている。	96%
(21) 学校は、教職員間で業務のあり方、見通しについて話し合う機会を設け、その話し合いも参考にしながら、業務のあり方の適正化を図っている。	94%
(22) セクハラ・体罰防止等の公務員としてのコンプライアンス（法令遵守）に積極的に取り組んでいる。	94%
(23) 日々の教育活動における問題意識や悩みについて、気軽に相談し合えるような職場の人間関係ができている。	94%
(24) 保護者に対して児童の家庭学習を促すような働きを行っている。	81%

教職員アンケートの結果に関する考察

全体的に肯定的な回答が多い結果となった。

その中で、授業づくりに関する設問（2・9・10・11）において、相対的に肯定的な回答が少なくなっている。

設問2の「単元の初めに単元計画を示したり作成したりしている。」の肯定的な回答は79%であった。このことから、授業の準備にかかる時間が十分に確保できていない可能性が考えられる。

設問9の「5Cを意識した授業づくりを行っている。」に対する肯定的な回答も同様に79%であった。「5C」とは、児童にとって重要な資質・能力の育成のために枚方市が提唱する5つの視点（Challenge/Communication/Collaboration/Creativity/Critical thinking）を指す。これらの視点に対する理解や認識について、再確認する必要がある。

設問19の結果からは、長時間労働や業務改善、働き方改革に対する校長のコミットメントの低さを感じている教職員が多いことがうかがえる。それに関連する設問20・21・23では肯定的な回答が高いことから、今後は、校長と教職員の間認識のギャップを埋めるための対策が必要である。

設問22（セクハラ・コンプライアンス関連）については、肯定的な回答が100%になるよう、日頃からの啓発活動に取り組みたい。

設問24（家庭学習）については、児童と保護者の認識のギャップも大きく、その改善に向けて学校もともに対策を考えることを心掛けたい。

(12) 学力向上プラン

年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
組織的な推進	<ul style="list-style-type: none"> 年間計画の確認 家庭学習の手引きの作成打ち合わせ 教室環境等の共有 	<ul style="list-style-type: none"> 学力テスト自校採点 校内研究向上全体会（各学年の校内研究の取り組みを共有） 国語科授業づくりについて講師による校内研修 		<ul style="list-style-type: none"> 授業アンケートの実施 →結果の共有 学期末テスト実施・採点・入力 →結果の分析と発信 校内研究向上全体会（各学年の校内研究の取り組みを共有） 	<ul style="list-style-type: none"> 研究授業に向けての指導案検討 課題のある児童への具体的な支援方法の協議・共有 	<ul style="list-style-type: none"> 研究授業→研究協議 国語科授業づくりについて講師による校内研修 教科の進捗状況・単元計画の確認
授業づくり	<ul style="list-style-type: none"> 初任期指導を兼ねた校内研修体制の役割と計画の確認 少人数授業の効果的な実施についての協議 	<ul style="list-style-type: none"> 相互参観日程・持ち方等の検討 少人数授業の効果的な実施についての協議 指導案検討 事前授業 初任期指導を兼ねた校内研修 	<ul style="list-style-type: none"> 相互参観 少人数授業の効果的な実施についての協議 初任期指導を兼ねた校内研修 	<ul style="list-style-type: none"> 研究協議を受けて、授業づくりにどう活かすか検討 学期末テスト結果の分析 初任期指導を兼ねた校内研修 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育アンケート項目の検討 来年度の採用テストの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ポイントを絞った相互参観 初任期指導を兼ねた校内研修 少人数授業の効果的な実施についての協議
家庭学習	<ul style="list-style-type: none"> 家庭学習についての全体共有（自分で考える家庭学習へ） 学級懇談会で「家庭学習の手引き」を全校で確認 自主学習での取り組み説明 	<ul style="list-style-type: none"> 漢字スキルの効果的な活用方法検討 計画的な宿題の設定 自主学習ノートの好事例を廊下に提示 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭学習の実態共有・交流→改善 	<ul style="list-style-type: none"> 夏休み宿題の共有 	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な家庭学習の設定 自主学習ノートの好事例を廊下に提示 	

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
組織的な推進	<ul style="list-style-type: none"> 研究授業に関する指導案検討 	<ul style="list-style-type: none"> 研究授業→研究協議 国語科授業づくりについて講師による校内研修 	<ul style="list-style-type: none"> 研究授業に向けての指導案検討 アンケートの実施 →分析、報告 	<ul style="list-style-type: none"> 研究授業→研究協議 国語科授業づくりについて講師による校内研修 	<ul style="list-style-type: none"> 来年度へ向けてのテーマ協議 本年度の研究成果と課題協議 アンケートの実施 →分析、報告 来年度研究テーマ等決定 	<ul style="list-style-type: none"> 次学年への申し送り
授業づくり	<ul style="list-style-type: none"> 指導案検討 事前授業 ポイントを絞った相互参観 初任期指導を兼ねた校内研修 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育アンケートの実施 ポイントを絞った相互参観 初任期指導を兼ねた校内研修 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育アンケートの集約・分析 初任期指導を兼ねた校内研修 	<ul style="list-style-type: none"> 指導案検討 事前授業 学校教育アンケート結果の共有 初任期指導を兼ねた校内研修 	<ul style="list-style-type: none"> 初任期指導を兼ねた校内研修 本年度授業づくりの成果と課題共有 来年度授業づくりのテーマと方向性を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 初任期指導を兼ねた校内研修
家庭学習			<ul style="list-style-type: none"> 冬休みの宿題の交流 	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な宿題の設定 自主学習ノートの好事例を廊下に提示 	<ul style="list-style-type: none"> 本年度家庭学習の成果と課題を共有 来年度家庭学習の目標設定 	

(13) 体力向上推進計画

[学校教育目標]

夢に向かって たくましく生き抜く 菅原東小の児童の育成

《目標への方策》

体力や生活習慣・運動習慣を把握し、健康の保持と体力の向上を図る

1・体力の向上

- ①体力向上をめざし体育の授業内容の工夫・改善
- ②年間を通して体育の授業で「系統性を踏まえた授業づくり」の実施
- ③体育的行事の工夫・改善
- ④児童が体を動かす時間や運動に親しむ機会を増やす工夫
 - 中休み・昼休みの外遊びの奨励
 - 体育館のクラス単位での開放

- 2・基本的な生活習慣の確立
- 3・健康安全教育の推進
- 4・食育教育の充実
- 5・地域、PTA との連携
- 6・教育委員会主催のスポーツ行事への参加



休み時間や授業での体力づくり

- ◇基本の運動
- ◇スキルアップトレーニングの充実
- ◇系統性を踏まえた授業づくり
- ◇体育研修の開催

楽しんで体を動かす

- ◇ボール・長縄を各クラスへ配布

遊びを中心とした運動や遊びの充実

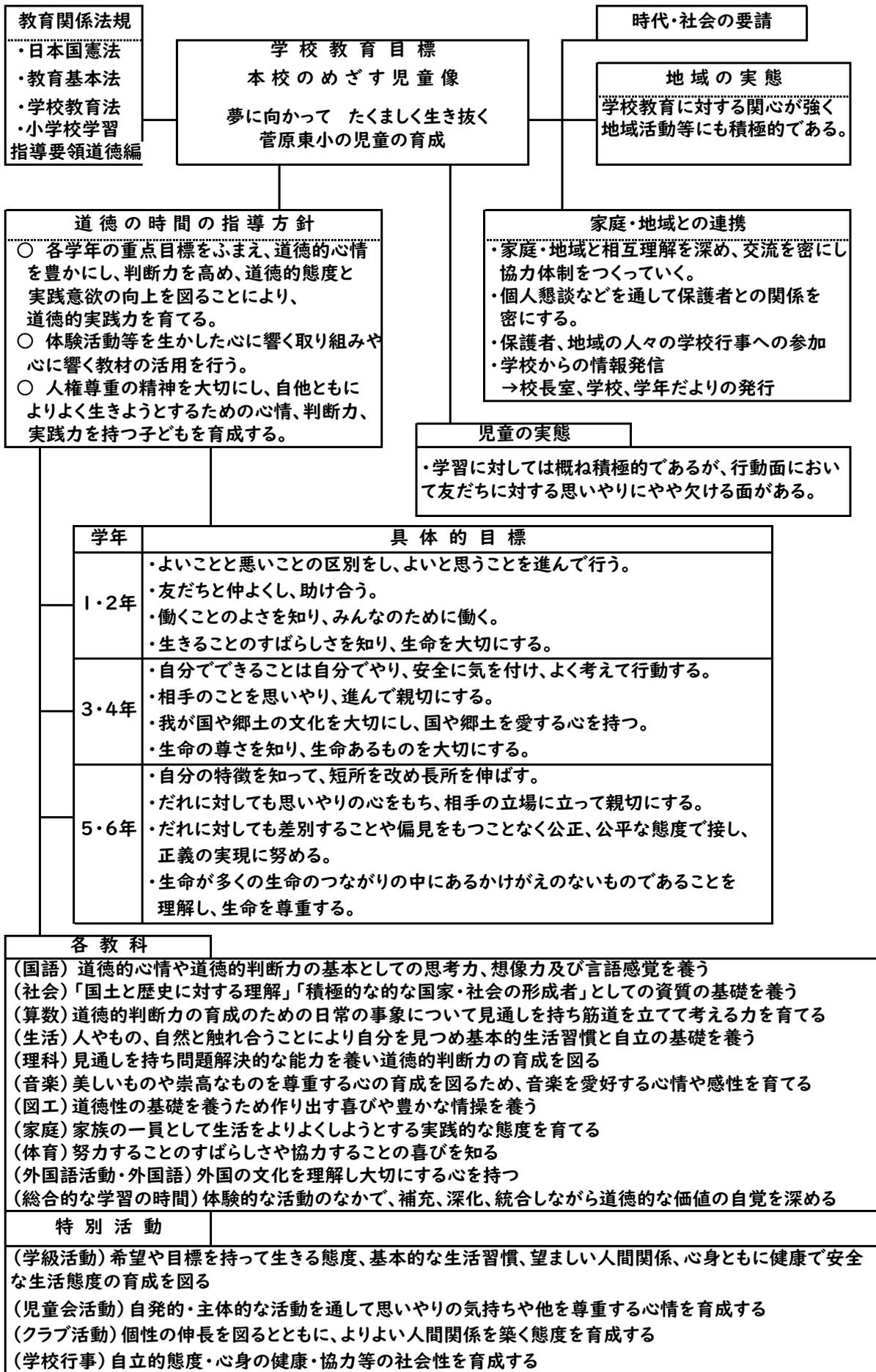
- ◇場の設定
- ◇体育館の開放

体力推進年間計画

菅原東小学校

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別活動	学校行事		スポーツテスト				運動会						
	児童会		体育館の開放		学年交流 →				学年交流				
体育・健康に関する指導	保健	発育測定 保健だより					発育測定	お酒の学習 (5年)	骨の働き (3年)		発育測定 たばこの学習 (全学年)	薬物の学習 (6年)	大きくなる わたしの体 (4年)
	給食	給食を題材にした指導 給食だより											→
	健康教育		けがの防止 (5年) 体の成長 (6年)	歯の学習 (2年)	体の成長 (5・6年) 体の学習 (1年)		リズムのある 生活を送ろう (3年)	心と健康 (5年)			病気の予防 (6年)	育ちゆく 体とわたし (4年)	
教科等	体育			水泳学習	→						なわとび 持久走		→
	生活		ミニトマトを育てよう(2年)						→ 収穫祭り				
	総合		稲作に挑戦 (5年)						→ 収穫祭り				
	家庭	生活を見直そう (6年)	朝食に合う おかず (6年)		作って食べよう (5年)			楽しい食事を工夫しよう (6年)			作って食べよう (5年)		
	理科		ヒトや動物の体(6年)		ヒトの誕生 (5年)			ヒトの体のつくりと運動(4年)					
その他	地域 PTA 市教委		学年行事	→				区民体育祭 スポーツ フェスティバル					

(14) 道徳教育全体計画



(15)人権教育全体計画

教育関係の諸法規	
・日本国憲法	
・教育基本法	
・学校教育法	
・枚方市人権教育基本方針	
・学習指導要領 等	

時代や社会の要請	
・豊かな人権文化の構築	
・生きる力の基礎としての人権感覚を育む	
・基礎基本の確実な定着	
・自ら学び、自ら考える力の育成	
・豊かな人権文化の構築	
・生きる力の基礎としての人権感覚を育む	
・基礎基本の確実な定着	

各教科における指導の方針	
国語	・話の要点や心情の変化を読みとったり聞き取ったりすることで自分自身や人の思いに気づく心を育てる。 ・自分を表現する能力、相手を受け入れる能力＝伝え合う力を育てる。
社会	・社会生活についての理解を図り、問題に気づき、自ら解決しようとする能力と態度を養う。
算数	・論理的に思考する態度を育て、見通しを持ち筋道を立てて考える態度を養う。
理科	・自然の事物・現象について理解を深め、生命のすばらしさを知り、自然を愛する心情を養う。
生活	・自ら体験を積みこめて、身近な社会や自然、自分や人に関心を持ち、自立への基礎的な能力を養う。
音楽	・感性を育て、豊かな情操を養い、音楽を愛好する心情と表現力を養う。 ・友達と共に表現する喜びを味わわせる。
美術	・造形、表現、鑑賞を通して、自らを表現する喜びを味わわせる。
保健体育	・健全な心身の発達を促し、協力と公正の態度を養う
家庭	・家庭の役割を理解し、家族の一員としての自覚や責任感を養う。 ・男女の平等なあり方を考えることができるようにする。
外国語	・言語活動による表現力・コミュニケーション能力の育成を図る。
総合	・主体的に問題解決に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。

学校の教育目標	
自ら考え、行動することができる子ども	
自他を大切に、共に解決していく子ども	
心身ともに健康で、挑戦する意欲と強い意志を持った子ども	

人権教育の重点目標	
・豊かな人権感覚と実践力を持った主体的な子どもの育成を図る。	
・自尊感情を持ち、他者を尊重し、共に生きる力を育成する。	

各学年の重点目標	
低学年	・自分の事は自分ですることができる。 ・みんなとなかよくできる。 ・正しい言葉づかいや挨拶ができる。 ・優しい心で動植物をかわいがる。
中学年	・命を大切にする心や相手を思いやる心をもち、個々を大切にしながらも集団の一人として行動できる。 ・自分の力を信じ、意欲的にチャレンジするとともに、友達と協力するし合う楽しさを知る。
高学年	・自分で考え判断し、行動する。 ・一人ひとりの違いを認め合い誰に対しても思いやりの心をもち、相手の立場に立って考えることができる。 ・決まりを守り、社会や人に役立つこととする事ができる。 ・ふるさとを愛し、広く世界に目を向けることができる。

人権教育の具体的方策	
人権教育推進体制を確立しあらゆる教育活動を通して人権尊重の視点を大切に集団の中での自己の存在を実感させるとともに、仲間を大切に、何事にも意欲的に取り組む児童を育てる。	
・「人権教育のための国連10年」を踏まえ、教職員自らが人権尊重に徹した教育活動の推進に努める。	
・いじめ・不登校などの身近な課題について人権教育部が中心となり、全職員で取り組む。	
・セクシャルハラスメントの認識を深め、その防止に努める。	
・生徒指導については「薬物乱用防止」等を含め関係諸機関との連携を密にし指導の充実を図る。虐待のサインを見逃さない。	
・児童に自尊感情を育むとともに、多文化共生教育の充実を図る。	
・障害者理解を進める学習活動を推進し、共生教育の充実を図る。	
・男女の性の違いを認め尊重し、男女平等を基礎とした教育活動の推進に努める。	

学校、学級の環境	
・学習環境・視聴覚環境を整え、豊かな情操を養う。	
・ことばの環境・聴き合う環境を整え、お互いを尊重しあう態度を育てる。	
・学校の歴史や先輩達の足跡を知り、学校を愛する心を培う。	
・動植物を育て生命の素晴らしさに感動する心を育てる。	

子どもの実態	
・学習に対しては概ね積極的であるが、行動面において友だち同士の人間関係の調整力に課題が見られる。	
保護者の願い	
・思いやりのある明るい子	
・自分から行動できる積極性のある子	
教師の願い	
・自他を大切に、共に解決していく子ども	
・生命を尊び思いやりのある子	

道徳教育の重点目標	
・命の大切さを知る。	
・互いに認め合い、相手の立場を思いやる。	
・集団の一員として行動し、仲間とともに成長する。	

支援教育の目標	
・障害のある子どもへの理解を深め、共に生きる学校づくりをめざす。	
・一人一人の発達状況に応じた教育を行い、心身ともに健康で心豊かな子どもを育てる。	

特別活動における指導の方針	
・望ましい集団活動や様々な体験活動を通して個性の伸長を図るとともに集団の一員としての自覚を深め、協力してよりよい生活を築こうとする自主的・実践的態度を養う。	

家庭・地域との連携の方法	
・学校行事、PTA行事等を通して保護者との連携を深め、子どもを支援する。	
・地域の人々との交流を深め、郷土の良さや様々な人々の存在に気づかせる。	
・地域の様々な行事に参加し、文化の理解と発展に努めるとともに、地域の人々共に生きようとする意欲を育てる。	

生徒指導の重点目標	
基本的な生活習慣を身につけ、社会性豊かな行動ができる子どもを育てる。	

(16) 人権教育年間指導計画

	仲間づくり	障がい者理解・福祉教育	男女共生教育	多文化共生教育 在日外国人教育	平和教育	人権問題
1 年	<ul style="list-style-type: none"> ・集団遊び (学級・学年) ・生活科 (ともだちになりたいな) ・あたらしいどうとく『みんないっしょ』 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話を取り入れた歌や挨拶 ・車いすについて理解を深めよう 	<ul style="list-style-type: none"> ・からだの名前 	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな国の挨拶を知る ・あたらしいどうとく『ほかのくにからきたたべもの』 	<ul style="list-style-type: none"> ・『ぞう列車がやってきた』 	<ul style="list-style-type: none"> ・あたらしいどうとく『こころはっぱ』 ・『ダメ』
2 年	<ul style="list-style-type: none"> ・集団遊び ・学級の枠をはずした 取組 (合同 体育、音楽) 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話 あいさつをやってみよう 	<ul style="list-style-type: none"> ・性教育 プールの着替え→プライベートゾーンについて 	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな国の挨拶や言葉を知る (英語) ・新しいどうとく『せかいのくにの人たちと』 	<ul style="list-style-type: none"> ・『まちゃんと』 	<ul style="list-style-type: none"> ・新しいどうとく『おれたものさし』 ・『森のともだち』
3 年	<ul style="list-style-type: none"> ・集団遊び ・学級の枠をはずした 取組 (合同体育) 	<ul style="list-style-type: none"> ・『パラリンピックが目指すもの』 	<ul style="list-style-type: none"> ・性教育 (LGBTQ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域について考える 新しいどうとく『三つの国』 	<ul style="list-style-type: none"> ・『ちいちゃんのかげおくり』 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な人権学習 ・新しいどうとく『しょうたの手紙』
4 年	<ul style="list-style-type: none"> ・学級の枠をはずした 取組み (合同体育) ・環境美化活動 ・音楽) 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話 ・アイマスク体験 ・点字 ・車椅子 	<ul style="list-style-type: none"> ・性教育『大きくなった私たちの体』 (保健) 	<ul style="list-style-type: none"> ・世界の小学生 (道徳) ・くらしの中の和と洋 (国語) 	<ul style="list-style-type: none"> ・『一つの花』 (国語) ・『世界一美しいぼくの村』 (国語) 	<ul style="list-style-type: none"> ・点字メニューにちょうせん (道徳)
5 年	<ul style="list-style-type: none"> ・集団遊び ・実行委員会の活動 (林間学舎) 	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮を必要とする児童について知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・心とからだ ・家庭での仕事 ・理科学習を通しての性教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・世界の米食文化を調べる ・世界の文化を知る 	<ul style="list-style-type: none"> ・『おかあさんの木』 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な人権学習 ・情報モラル ① 誹謗中傷 ② SNS ③ ゲーム
6 年	<ul style="list-style-type: none"> ・学級の枠をはずした取組 (合同体育) ・集団遊び ・実行委員会の活動 (修学旅行等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮を必要とする児童について知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・LGBTQの冊紙 (枚方市から配布) 	<ul style="list-style-type: none"> ・世界の中の日本 ・歴史学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・『模型のまち』 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な人権学習

(17) 『総合的な学習の時間』全体計画

関係法令等
 ・日本国憲法
 ・教育基本法
 ・学校教育法
 ・学習指導要領

学校教育目標
 自ら考え、行動することができる子ども
 自他を大切に、共に解決していく子ども
 心身ともに健康で、挑戦する意欲と強い意志を持った子ども

児童の実態
 ・教科の学習においては、概ね積極的である。
 ・自ら課題を見つけ、自らの思いを表現する力の育成が課題である。

目指す子ども像
 ・自然や社会のことがらに興味・関心を持ち課題を見つけられる子ども
 ・自らの課題を様々な方法を工夫して 友だちと協力しながら解決していける子ども

カリキュラム

シーケンス		学 年	新聞の活用	情報教育	国際理解	環境・生命	福祉・健康	地域	平和	人権
問題解決にかかわる態度 ・能力 (学び方)	対象にかかわる意識・かかわり方 (生き方)									
家庭との連携 学年、学級、PTA学習協力の依頼・地域との連携 商店、地域の諸団体・公共施設 公民館、市役所等	・自ら課題を見つけ、主体的に判断し実行する。 ・必要な情報を選択し、様々な工夫をしたり、まとめたりして、課題を探究する。	6年	新聞づくりについて学ぶ	・情報モラルを学ぶ ・プログラミングソフトで学ぶ	他国について考える				平和について考える	人々の人権について考える
		5年	新聞作りについて学ぶ	・情報モラルを学ぶ ・プログラミングソフトで学ぶ		・食糧生産について考える ・SDGsについて考える			平和について考える	自分の人権について考える
		4年	新聞を作る	・情報モラルを学ぶ ・生成AIについて知る	他国について考える 自国の良さについて伝える	・環境について考える	バリアフリーについて考える		平和について考える	障がい者理解 (手話・アイマスク体験・点字・車いす体験)
生活科 ・自分の考えを表現し、友だちと力を合わせて活動する。 ・自分の身の回りの事象に興味・関心を持つ	・他者と協同して問題を解決する。 ・様々な方法を工夫して調べたり、まとめたりして表現する。	3年	新聞を使って調べる	・情報モラルを学ぶ ・アプリを利用する	他国について考える			地域について考える	平和について考える	・人権について知る ・LGBTについて考える

評価の観点
 主体的学び
 探究

- ・自分で課題を見つけられたか。
- ・工夫をしてまとめられたか。
- ・協力して活動できたか。
- ・計画的・組織的に課題を探究できたか。
- ・情報を選択し、効果的に表現できたか。
- ・対象に積極的に関わることができたか。
- ・興味や関心を広げられたか。

道徳
 ・目標に向かって努力する心
 ・助け合ったり、支え合ったりする心
 ・奉仕の心
 ・日本や外国の文化を大切にする心
 ・生命尊重の心
 ・自然を愛する心

国語	社会	算数	理科
・自分の思いや、考えが相手に伝わるように表現する力 ・相手が伝えたい事柄を正確に理解する力 ・言語についての知識や理解、技能	・社会の事象に関心を持ち進んで調べようとする態度 ・統計、資料、年表等を読み取ったり活用したりする能力 ・観察や調査をする能力 ・観察や調査をした事柄を関連付けて考察する力 ・調べた事柄を目的に合った方法で表現する力	・数量や図形に対して興味を持ち進んで調べたり試したりしながら課題を解決していこうとする態度 ・数量関係を正しく捉える力 ・目的に合わせて表やグラフを使って表現する力 ・筋道を立てて考える力	・自然の現象に関心を持ち進んで調べようとする態度 ・課題を設定する力 ・科学的に筋道を立てて考え、問題を解決する力 ・見通しを持って観察、実験する力 ・観察や実験をする器具を扱う技能
・健康や安全に対する知識(体育)・生活を工夫しようとする実践的態度、日常生活に必要な基礎的技能(家庭)・鑑賞を通して日本や諸外国の文化への理解(音楽、図工、道徳、特活)			

特別活動
 ・話し合いの仕方
 ・集団を向上させる意欲と態度
 ・自発的、自主的活動の進め方

(18) 特別活動の全体計画



教育関係法規

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学校教育法
- ・小学校学習指導要領 (特別活動)

各教科

各教科の目標達成のための指導の過程で自主的態度の育成及び個性の伸長を図る。

道徳教育

道徳的心情を豊かにし、判断力を高め、道徳的態度和実践力を育てる。

総合的な学習の時間

体験的な活動の中から、自ら課題を見つけ、自分を表現し、学び方や考え方の基礎を育て自己の生き方を考える。

めざす 児童像

- 自ら考え、行動することができる児童
- 自他を大切にし、共に解決していく児童
- 心身ともに健康で、挑戦する意欲と強い意志を待った児童

特別活動の目標

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

特別活動の基本方針

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

学級活動

学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し諸問題を解決しようとする自主的実践的な態度を育てる。

児童会活動

学校生活の充実と向上のために諸問題を話し合い、協力してその解決を図る活動をおこない、学校の一員としての自覚を高め、学校生活を豊かにする態度、実践力を育てる。

クラブ活動

学年や学級の所属を離れ、4年生以上の同好の集団においてお互いに協力し、自主性に基いた活動をおこなうことにより個性を伸長し生活を豊かにする実践力を育てる。

- ・学級、学校生活への適応
- ・保健、安全
- ・給食
- ・行事

- ・全校児童集会
- ・児童会祭り
- ・代表委員会
- ・委員会活動

- ・水曜日 (年間8回)

時代・社会の要請

地域の実態

学校教育に対する関心が強く、地域活動等にも積極的である。

児童の実態

学習に対しては概ね積極的であるが、行動面において、自主性、積極性を育成することが課題である。

学校行事

(儀式的行事)

学校生活に有意義な変化や折り返しを付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動*入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するように指導するものとする。

(文化的行事)

平素の学習活動の成果を総合的に生かし、その向上の意欲を一層高めるような活動

(健康安全・体育的行事)

心身の健全な発達や健康の保持増進などについての関心を高め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力向上などに資するような活動

(遠足・集団宿泊的行事)

平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむ徒とともに、集団生活のあり方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動

(勤労生産・奉仕的行事)

勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに、ボランティア活動など社会奉仕の精神を涵養するような活動

特別活動年間計画

	4月	5月	6月	7月	8・9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年	<ul style="list-style-type: none"> ・学級会③ ・給食のお話(2)ーア ・ルールを守って遊ぶ(1)ーア ・学校のきまりについて(1)ーウ (2)ーア 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級会④ ・図書館オリエンテーション(1)ウ(3)ウ ・クラスゲーム(2)ーイ ・当番活動(3)ーイ 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級会④ ・ルールを守って遊ぶ①(1)ーウ ・仲良しタイムに向けて(1)ーイ 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級会② ・ルールを守って遊ぶ②(1)ーウ ・夏休みの生活について①(2)ーウ 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級会③ ・互いを思いやる心情を育てる①(2)ーイ ・運動会に向けて(3)ーア 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級会④ ・互いを思いやる心情を育てる②(2)ーイウ ・運動会に向けて(3)ーア 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級会④ ・互いを思いやる心情を育てる③(2)ーウ ・クラスを楽しくするために(1)ーウ 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級会③ ・冬休みの生活について(2)ウ ・クラスを楽しくするために(1)ーウ 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級会③ ・学年の交流をして友だちの輪を広げる①(1)ーウ ・英語の歌(2)ーア ・給食週間(2)ーエ 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級会④ ・学年の交流をして友だちの輪を広げる②(1)ーウ ・給食習慣①(2)ーエ 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級会③ ・学年の交流をして友だちの輪を広げる③(1)ーウ
2年	<ul style="list-style-type: none"> ・学級会(3) ・ルールを守って遊ぶ(1)ーアウ ・当番活動について(1)ーイ (3)ーイ ・学校のきまりについて①(1)ーウ 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級会(4) ・ルールを守って遊ぶ②(1)ーウ ・図書館オリエンテーション①(3)ウ ・クラスゲーム①(1)ーイ 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級会(4) ・ルールを守って遊ぶ①(1)ーウ ・仲良しタイムに向けて①(1)ーイ ・英語の歌①(3)ーア 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級会(2) ・ルールを守って遊ぶ②(1)ーウ ・夏休みの生活について①(2)ーア 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級会(3) ・学級会を通して互いを思いやる心情を育てる③(2)ーイ ・運動会に向けて(3)ーア 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級会(4) ・学級会を通して互いを思いやる心情を育てる③(2)ーイ ・運動会に向けて(3)ーア 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級会(4) ・学級会を通して互いを思いやる心情を育てる①(2)ーウ ・クラスを楽しくするために②(1)ーウ 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級会(3) ・学級会を通して互いを思いやる心情を育てる①(2)ーウ ・英語の歌①(2)ーア 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級会(3) ・学年の交流を通して、友だちの輪を広げる①(1)ーウ ・英語の歌①(2)ーア 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級会(4) ・学年の交流を通して、友だちの輪を広げる③(1)ーウ ・給食週間にむけて①(2)ーエ 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級会(3) ・学年の交流を通して、友だちの輪を広げる③(1)ーウ
3年	<ul style="list-style-type: none"> 学級会 学校のきまり② 図書室の使い方① (1)ーア(3)ーイウ 	<ul style="list-style-type: none"> 学級会 係活動②給食当番・掃除当番② (2)ーエ(1)ーイ 	<ul style="list-style-type: none"> 学級会 クラスゲーム② 仲良しタイムについて② (1)ーウ 	<ul style="list-style-type: none"> 学級会 夏休みの生活について② (2)ーアウ 	<ul style="list-style-type: none"> 学級会 運動会に向けて③ (2)ーイ(3)ーア 	<ul style="list-style-type: none"> 学級会② 食育② (2)ーエ 	<ul style="list-style-type: none"> 学級会 児童会まつりにむけて② (1)ーウ(3)ーイ 	<ul style="list-style-type: none"> 学級会 冬休みの生活について③ (2)ーアウ 	<ul style="list-style-type: none"> 学級会② 避難訓練について① (1)ーウ 	<ul style="list-style-type: none"> 学級会② 食育(給食習慣)① (2)ーエ 	<ul style="list-style-type: none"> 学級会② 春休みの生活について① (2)ーアウ
4年	<ul style="list-style-type: none"> 学級会② 学校のきまりについて① 委員会について(1)イ(2)ア(3)イ 	<ul style="list-style-type: none"> 学級会① 学校のきまりについて① 図書館オリエンテーション①(1)ウ(3)ウ 	<ul style="list-style-type: none"> 学級会③ 仲良しタイム①(1)ア(1)ウ 	<ul style="list-style-type: none"> 学級会① 夏休みの生活について②(2)ウ 	<ul style="list-style-type: none"> 学級会① 運動会について②(1)ア(1)ウ 	<ul style="list-style-type: none"> 学級会① 児童会祭りについて②(1)ウ(2)イ 	<ul style="list-style-type: none"> 学級会① 児童会祭りについて②(1)ウ 	<ul style="list-style-type: none"> 学級会① 冬休みの生活について②(2)ウ 	<ul style="list-style-type: none"> 学級会② 給食週間にむけて①(1)ウ(2)エ 	<ul style="list-style-type: none"> 学級会① お別れ会にむけて③(1)ウ(3)ア 	<ul style="list-style-type: none"> 学級会① 春休みの生活について②(2)アウ
5年	<ul style="list-style-type: none"> ・学級びらき ・学年びらき③ (1)イ(2)ア 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級会 ・林間学舎に向けて③ (1)ア 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級会 ・林間学舎に向けて④ (2)イ(3)ウ 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級会 ・夏休みの生活について③ (2)イ 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級会 ・運動会に向けて⑥ ・児童会祭りについて② (1)ウ 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級会 ・運動会に向けて④ ・修学旅行に向けて④ (1)イウ 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級会 ・児童会祭りに向けて③ (3)イ 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級会 ・冬休みの生活について③ (2)ウ 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級会 (3)ア 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級会 ・お別れ会に向けて③(3)イ ・給食習慣①(2)ーエ (1)ウ 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級会 ・春休みの生活について③ (1)ウ
6年	<ul style="list-style-type: none"> ・学級びらき② (1)ア(2)イ 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級会③・図書館オリエンテーション① (2)アイ(3)ウ 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級会③ ・仲良し交流① (1)アウ(2)ウ 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休みの生活について③ (2)ウ(3)イ 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会に向けて④ (1)イウ 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会に向けて④ ・修学旅行に向けて④ (1)イウ(2)イ 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会祭りに向けて③ ・読書月間① (1)イ(3)ウ 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級会 ・冬休みの生活について③ (2)アイ 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級会① (2)ウ 	<ul style="list-style-type: none"> ・給食習慣① ・卒業式に向けて② (3)アイ(2)エ 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業式に向けて③ (3)アイ
	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会活動1 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブ活動1 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブ活動1 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会1 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会1 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブ活動1 運動会委員会2 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会1 クラブ活動2 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブ活動1 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会1 クラブ活動1 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブ活動1 	<ul style="list-style-type: none"> ・春休みの生活について1

(19) 食に関する指導全体計画

学校教育目標

児童の実態

食に関する指導計画 (文部科学省) 生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送ることを目指し、児童一人一人が正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけ、食事を通して自らの健康管理ができるようにすること。また、楽しい食事や給食活動を通じて豊かな心を育成し社会を涵養すること。	自ら考え、行動することができる子ども 自他を大切にし、共に解決していく子ども 心身ともに健康で、挑戦する意欲と強い意志を持った子ども	野菜の多い和風の料理が苦手な子どもが多い。 朝食の欠食率は低い。
	めざす児童像 心身ともに健康で、種々の困難な場面に遭遇しても、真正面から取り組む気概を持った子ども 基本的な生活習慣を身に付け、意欲的に学習に参加し、創造的思考力を育成し、自ら考え、正しく判断し実行力のある子ども 個人の尊厳を重んじ、鋭い人権感覚を持った子ども	グランドデザイン 食を通して、感性と知性を育てる。

食に関する指導目標

(知識・技能) 食事の重要性や栄養のバランス、食文化等についての理解を図り、健康で健全な食生活に関する知識や技能を身に付けるようにする。 (思考力・判断力・表現力等) 食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理し判断できる能力を養う。 (学びに向かう力・人間性等) 主体的に健康な食生活を実現しようとし、食や食文化、食料の生産等に関わる人々に対して感謝する心を育み、食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を養う。
--

各学年の発達段階に応じた食に関する指導目標

各学年を通して		
<ul style="list-style-type: none"> ・郷土食など献立や作る側の思いを伝えることにより食にこめられている思いや感謝の気持ちを持って食べる態度を養う。 ・衛生面に配慮し、みんなで楽しく食べることにより、嫌いなものも食べられるようにする。 ・6年間を通して自分の健康、食事について関心を持ち、自分で選び、また作って食べることができる。 		
低学年 1. 食べ物に興味・関心を持ち、食べ物の名前がわかり、仲間分けができる。 2. 好き嫌いせずに食べようとする。 3. みんなと楽しく食べることができる。 4. 給食を作っている人たちに感謝の気持ちを持つ。	中学年 1. 食べ物は働きにより3つのグループに分けられることを知る。 2. 地元でとれる野菜について知る。 3. 牛乳とカルシウムについて知る。 4. 給食から出るごみを減らすためにできることを考える。 5. 給食に関わる身近な人たちへの感謝の気持ちを持つ。	高学年 1. 食品の栄養と、栄養バランスのとれた食事の大切さがわかり、1食分の献立を立てることができる。 2. 食事にふさわしい雰囲気、話題で会食を楽しむ。 3. 日常の食事に関わる仕事に進んで協力し、自分を支えてくれている人や友達に感謝の気持ちを持つ。 4. 朝ごはんの大切さを知り、毎日食べるよう意識づける。

特別活動	給食の時間 「毎日の給食を 生きた教材とし て活用し継続的 な指導を行う。」	低学年	衛生面に配慮し、みんなで協力して準備、配膳、 後片付けができ、よい食べ方を知る。 席を立たないで静かに待つことができる。	健康によい食事のとり方 好き嫌いなく食べる。 楽しく食事をする 食事の場の雰囲気作りを考える。 「給食カレンダー」を活用する。 好ましい人間関係の育成 協力して準備、後片付けをする。 すべての人に感謝の気持ちを持つ。
	中学年	衛生面に配慮し、決められた時間内に準備、配膳、 後片付けができ、良い食べ方を守り、みんな で楽しく食べる。 食後の休養の大切さを知る。		
	高学年	衛生面に配慮し、自主的に効果的に準備、配膳、 後片付けができ、楽しい食事の方法を考え計画を 立て実行する。 消化と休養の関係を知り、休養の仕方を工夫す る。		
	学級活動	4月当初に給食当番、食事の仕方など給食目標に沿って各学年でルールを決める。 食に関する指導・安全で衛生的な給食・楽しい給食・健康な心身をつくるための指導・正しい生活習慣 の確立		
学校行事	給食週間の取組 動画による給食調理への理解など			
児童会活動	給食委員会活動など			

教科との関連		1年	2年	3年	4年	5年	6年
	生活科	学校たんけん (給食ができる まで)	大きく育て私の 野菜 皆生きている				
	保健科			かけがえのない 健康	よりよい発育、発達 のために	けがの手当 心の発達	生活のしかたと病 気
	家庭科					クッキングはじ めの一歩 食べて元気に	できることを増や してクッキング 献立を工夫して
	社会科			私達の町と市(地 元野菜) 働く人と私達の暮 らし(農業の仕 事)	健康な暮らしと町作 り(ごみはどこへ) 自然災害に備える 町作り 県の地図を広げて	これからの食糧 生産	戦争と人々の暮らし
	理科			植物の育ちとつく り 花の観察	ヒトの体のつくりと 運動 生き物の一年間	植物の発芽と成 長 人の誕生 花から実へ 物の溶け方	人や動物の体 植物の作りと働き 生物同士の繋がり 自然と共に生きる
	他教科 等	さとうとお 大きなかぶ サラダで元気	学級園のさつま いも	ゆうすげ村の小 さな旅館	ふるさとの食を伝え よう	正月料理 熊のあたりまえ	イースター島には なぜ森林がないの か
	総合 的な 学習	えんどう豆むき さつまいもを育 てる	トマト、ナス、ピ ーマン、きゅうり キャベツを育て る			米作り	
家庭地域の連携	・給食だより、学年だより、学校だより、ほけんだよりの配布 給食試食会						

(20) 学校保健計画

【年間保健目標】

自分の身体を知り、より健康に生きるためにはどうすればよいかを考え、自ら健康的な生活ができる児童を育てる

		4月	5月	6月	7, 8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
保健目標	全校	◎健康診断を上手にうけよう		◎清潔な習慣をつけよう			◎よい生活リズムですごそう		◎ケガや事故に気をつけよう		◎風邪を予防しよう		◎健康生活を振り返ろう
	ポイント	・手洗い、うがいの励行	・疾病の早期発見	・感染症の予防 ・う歯・歯周病の予防	・疾病の早期発見 ・事後処置	・ケガの防止	・目を大切にしよう	・姿勢を正しくしよう	・かぜの予防	・規則正しい生活	・換気をよくしよう	・1年のまとめ	
健康診断	児童	心電図 内科・運動器検診 二測定 視力検査 検尿	検尿 聴力検査 耳鼻科検診 眼科検診	歯科検診 X線直接撮影 色覚検査		二測定 視力測定		モアレ検査		二測定			
保健教育	保健学習		・5年宿泊前指導				・3年ブラッシング指導	・4年いのちの安全教育		・6年薬のお話(薬剤師)	・1年からだの部位	・2年いのちの誕生	
	保健指導	・保健室の利用	・食中毒予防	・熱中症予防	・熱中症予防 ・夏休みの過ごし方	・ケガの防止	・目の健康	・感染症予防	・冬休みの過ごし方	・感染症予防	・こころの健康	・1年のまとめ	
保健管理	対人管理	・保健調査 ・校内救急体制、緊急時対応マニュアルの周知徹底 ・二次感染防止策の周知徹底 ・食物アレルギー対応委員会	・健康診断事後措置及び治療勧告 ・熱中症対策	・う歯・歯周病疾患の保有者把握及び治療勧告 ・水泳指導前の健康状況の把握及び健康安全指導 ・宿泊の健康管理 ・熱中症対策	・水泳の健康管理 ・熱中症、光化学スモッグ対策 ・疾病治療の促進	・熱中症、光化学スモッグ対策	・感染症対策 ・運動会前の健康管理	・学校保健委員会 ・宿泊の健康管理 ・感染症予防対策	・感染症予防対策 ・食物アレルギー対応委員会・面談	・感染症予防対策 ・薬物乱用防止教室	・次年度定期健康診断計画の作成	・年間統計処理及びまとめと反省 ・新1年生食物アレルギー対応委員会・面談	
	健康相談	●学校医(内科・眼科・耳鼻科・歯科)・学校薬剤師による心身の健康上の問題や医療についての相談を適宜実施											
	対物管理(環境衛生検査)	・医薬品の管理		・水質検査 ・プール水検査 ・教室空気検査								・教室空気検査 ・照度検査	・校舎内の整備
組織活動	児童保健委員会	●石けんの補充 ●食中毒・感染症予防の啓発活動 ●熱中症予防の啓発活動 ●けがの防止啓発活動 ●1年間の反省											
日常活動		●健康観察(健康状況の把握、欠席状況の把握) ●生活習慣に関する指導(手洗い・歯磨き・うがい・朝ごはん・運動・睡眠等)											

(21) 学校安全計画

※学級活動の欄

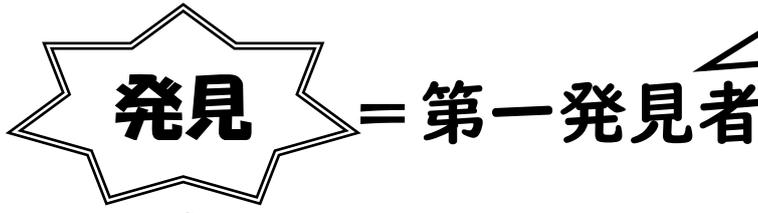
◎…1単位時間程度の指導

●…短い時間の指導

項目	月	4	5	6	7・8	9	10	11	12	1	2	3	
月の重点		通学路を正しく歩こう	安全に休み時間を過ごそう	梅雨時の安全な生活をしよう	自転車のきまりを守ろう	けがをしないように運動をしよう	乗り物の乗り降りに気をつけよう	けがをしないように運動をしよう	安全な冬の生活をしよう	災害から身を守ろう	道路標識を守ろう	安全な生活ができるようにしよう	
安	道徳	規則尊重	生命の尊重	思いやり・親切	勤勉努力	明朗誠実	思いやり親切	家庭愛	勇気	勤勉努力	節度節制	愛校心	
	生活	・校区巡り時の交通安全 ・遊具の正しい使い方	・農園での野外観察時の注意 ・移植ごてスコップの使い方	・公園までの安全確認 ・交通安全教室	・虫探し・お店探検時の交通安全	・はさみの使い方	・たけひご、つまようじ、きりの使い方	・防犯教室（警察に来てもらう）	・はさみ、ステープラーの使い方	・はさみの使い方	・昔遊びの安全な行い方	・移植ごての使い方	
	理科	・野外観察の交通安全 ・チャッカマン、虫めがね、移植ごての使い方	・カバーガラス、スライド ガラス、フラスコの使い方 ・気体検知管の使い方	・スコップ、ナイフの使い方	・夜間観察の安全 ・試験管、ピーカーの使い方	・観察中の安全	・太陽観察時の注意	・ポリ袋、ゴム風船の使い方	・鏡、凸レンズ、ガラス器具の使い方	・スコップ、ナイフの使い方 ・フラスコ、ガラス管の使い方	・夜間観察の安全 ・試験管、ピーカーの使い方	・観察中の安全	
	図工	・はさみ、カッター、ナイフ、絵の具、接着剤の安全な使い方	・写生場所の安全	・小刀の使い方	・作品の安全管理	・はさみ、カッター、絵具等の使い方	・金槌、釘抜きの使い方	・水性ニスの取扱い方	・彫刻刀の管理の仕方と使い方	・カッターの使い方	・カッターの使い方	・作品の安全な操作	
	家庭	・針、はさみの使い方	・食品の取扱い方	・包丁の使い方	・実習時の安全な服装	・ミシンの使い方	・アイロンのかけ方	・熱湯の安全な取扱い方	・油の安全な取扱い方	・食品の取扱い方	・包丁の使い方		
	体育	・固定施設の使い方 ・運動する場の安全確認	・鉄棒運動の安全	・水泳前の健康観察 ・水泳時の安全		・集団演技、行動時の安全	・器械運動時の安全 ・跳躍運動時の安全	・器械運動時の安全 ・跳躍運動時の安全	・器械運動時の安全 ・跳躍運動時の安全	・持久走時の安全	・ボール運動時の安全 ・縄跳び運動時の安全 ・けがの防止（保健）	・ボール運動時の安全 ・縄跳び運動時の安全	
全 教 育	総合的な学習の時	「校区探検」（3年）											
	学級活動	低学年	●通学路の確認 ◎安全な登下校 ●安全な給食配膳 ●子ども110番の家の場所 ●誘拐の起こる場所	●休み時間の約束 ●遠足時の安全 ●運動時の約束 ●交通安全教室	●雨天時の約束 ◎プールの約束 ●誘拐から身を守る ◎誘拐防止教室 ◎避難訓練（不審者）の参加の仕方	●夏休みの約束 ◎自転車乗車時の約束 ●落雷の危険	◎校庭や中庭の使い方のきまり ●運動時の約束 ◎避難訓練（地震）	◎乗り物の安全な乗り降りの仕方 ●廊下の安全な歩行の仕方	●安全な登下校	●安全な服装 ◎冬休みの安全な過ごし方	◎「おはしも」の約束 ●危ないものを見つけたとき ◎避難訓練（火災）	◎身近な道路標識	●1年間の反省 ◎けがをしないために
		中学年	●通学路の確認 ◎安全な登下校 ●安全な清掃活動	●休み時間の安全 ●遠足時の安全 ●運動時の約束	●雨天時の安全な過ごし方 ◎安全なプールの利用の仕方 ●防犯にかかわる人たち ◎自転車乗車時のきまり	●夏休みの安全な過ごし方 ●落雷の危険	◎校庭や中庭の使い方のきまり ●運動時の安全な服装 ◎避難訓練（地震）	◎車内での安全な過ごし方 ●校庭・遊具の安全な遊び方	◎校庭や中庭の使い方のきまり ●安全な登下校	◎冬休みの安全な過ごし方 ●凍結路の安全な歩き方	●「おはしも」の約束 ◎安全な身支度 ◎避難訓練（火災）	◎自転車に関係のある道路標識	●1年間の反省 ◎けがをしやすいつ間と場所
		高学年	●通学路の確認 ◎安全な登下校 ●安全な委員会活動 ●交通事故から身を守る ◎身の回りの犯罪	●休み時間の事故とけが ●交通機関利用時の安全 ●運動時の事故とけが	●雨天時の事故とけが ◎救急法と着衣泳 ●自分自身で身を守る ◎防犯避難訓練の意義	●夏休みの事故と防止策 ●自転車の点検と整備の仕方 ●落雷の危険 ◎防犯教室6年生	◎校庭や中庭で起こる事故の防止策 ●運動時の事故とけが ◎避難訓練（地震）	◎乗車時の事故とけが ●校庭・遊具の安全点検	◎校庭や中庭で起こる事故の防止策 ●安全な登下校	◎冬休み中の事故やけが ●凍結路の安全な歩き方 ◎防犯教室5年生	◎災害時の携行品 ●安全な身支度、衣服の調節 ◎避難訓練（火災）	◎交通ルール	●1年間の反省 ◎けがの種類と応急処置
	児童会活動	・対面式 ・委員会活動開始	・児童集会 ・クラブ活動開始	・児童集会		・児童集会	・児童集会	・児童集会 ・自転車交通安全教室	・児童集会	・児童集会	・児童集会		
	主な学校行事等	・入学式 ・健康診断 ・春の交通安全運動 ・地区児童会 集団下校	・社会見学、遠足 ・交通安全教室 ・林間学舎(5年)	・社会見学、遠足 ・プール開き ・避難訓練（不審者）	・地区児童会 集団下校	・運動会 ・交通安全運動	・修学旅行	・防災避難訓練（火災）	・避難訓練(地震)		・卒業式		
安全管理	対人管理	・安全な通学の仕方 ・固定施設遊具の安全な使い方	・安全のきまりの設定	・プールでの安全のきまりの確認 ・電車・バスの安全な待ち方及び乗降の仕方	・自転車乗車時のきまり、点検・整備 ・校舎内での安全な過ごし方	・校庭での安全な過ごし方	・校外学習時の道路の歩き方 ・電車・バスの安全な待ち方及び乗降の仕方	・安全な登下校	・凍結路や雪道の歩き方	・災害時の身の安全の守り方	・道路標識の種類と意味	・1年間の評価と反省	
	対物管理	・通学路の安全確認 ・安全点検年間計画の確認（点検方法等研修含む）	・遊具、施設安全点検	・遊具、施設安全点検 ・学校環境の安全点検及び整備	・遊具、施設安全点検 ・校庭など校舎外の整備	・遊具、施設安全点検 ・校庭など校舎外の整備	・遊具、施設安全点検 ・駅、バス停周辺の安全確認	・遊具、施設安全点検 ・通学路の確認	・遊具、施設安全点検 ・校内危険箇所の点検	・遊具、施設安全点検 ・防災用具の点検・整備	・遊具、施設安全点検 ・学区内の安全施設の確認	・遊具、施設安全点検 ・通学路の安全確認 ・安全点検の評価・反省	
学校安全に関する組織活動		・登下校時、春の交通安全運動期間の教職員、保護者の街頭指導 ・下校後の安全な遊び方	・校外における児童の安全（危険な場所、池や川に近づかない） ・学区危険箇所点検	地区児童会たんとうによる登校パトロール		・地域パトロール ・登下校時、秋の交通安全運動期間の教職員、保護者の街頭指導地域のパトロール	・学校安全委員会（学校保健委員会）	地区児童会たんとうによる登校パトロール		地区児童会たんとうによる登校パトロール	・学校安全委員会（学校保健委員会）	アレルギー対応懇談	
	研修	・遊具等の安全点検方法等に関する研修 ・通学路の状況と安全指導に関する研修 ・アレルギー児童について確認・エビベン研修	・熱中症予防に関する研修 ・心肺蘇生法(AED)研修(PTA含む) ・校内事故等発生時の緊急対応に関する研修	・防犯に関する研修(緊急時の校内連絡体制、マニュアルの点検)	・防災に関する研修(訓練時)	・防災に関する研修(訓練時)			・応急手当(止血等)	・防災に関する研修(訓練時)		・校内事故等発生状況と安全措置に関する研修	

緊急対応(事故)

児童から目を離さない
応急手当開始



助けを呼ぶ!

近くの先生を呼ぶ

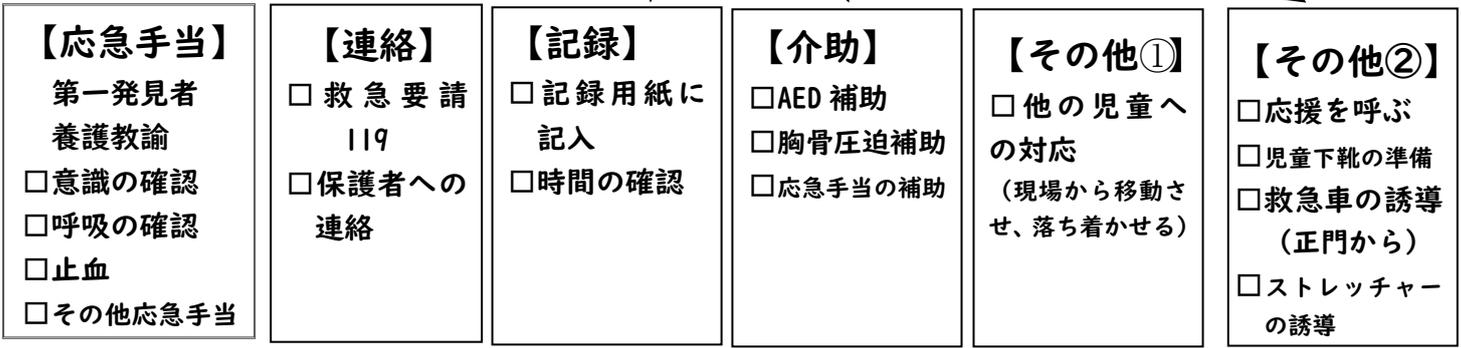
職員室

管理職 + 養護教諭 + **応援**

総指揮
※管理職不在時は別の人

- 必ず持参!
- ① AED
 - ② 携帯電話
 - ③ 緊急時役割カード
 - ④ 健康管理個人票 (緑ファイル)

指示



※人手が足りない場合、放送で教職員を集める。

※ 救急車への持参物(同乗者)

- 緊急用黒携帯電話
- 健康管理個人票
- 個別ファイル(ある児童のみ)
- 財布
- エピペン(対象児童のみ)
- 記録用メモ
- 児童の運動靴・上着
- 帰り用タクシーチケット ※なくてもOK(領収書もらう)

(22)枚方市立杉中学校区(菅原東小、氷室小、藤阪小、杉中) R6キャリア教育全体指導計画

校区の めざす子ども像	自他を理解し、自分の思いや考えを伝えることができる子ども								
	小学校						中学校		
学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
発達段階 の目標	なかよしになろう (関心をもとう)		友達と協力しあおう (関わりを深めよう)		自己を生かそう (自分を大切に)			生き方を考える	
つけたい力	つながる・わかる		つながる・チャレンジ		つながる・わかる・きめる			つながる・わかる・表現する	
活動名 (活動内容)	ともだちのいいところさがし	お店探検 電車でGO	世代間交流	ごみ、水、くらし を守るしごと	農業体験学習	世の中の仕事	自分を見つめる	職業体験学習	自分の進路
目的	友達のいい所を探し、その良さを自分にも生かそうとする	・仕事の内容や大切さを知る ・助けあう関係を築く	様々な人々とふれあい、人間関係・形成能力を育成する	自分たちの生活を支える仕事について知る	地域社会と直接かかわって自分の生き方について考える	職業を選ぶことは社会の一員としての役割を分担することを理解する	自己を知り、将来について考える	労働の喜びや厳しさを体験する	自分自身の生き方について、仲間とともに考える
活動内容	・みんなの周りに同じようないい所がある人をさがす ・友達のいい所をさがす	・地域のお店を知り、地域の方とともに訪問する ・電車や駅についての学習をするとともに、地域の方と体験学習する ・友達と助けあってグループで活動する	・ふれあい交流会を計画・実行する ・高齢者の方にお礼の手紙を書く	清掃工場・上下水道等を見学し、そこで働く人々の仕事を知る	・里山学習 ・田植え、稲刈り体験	・13歳のハローワークを見て、興味がある仕事を選ぶ ・「いのち」と結びつけて分類する ・クラスが一つの町だと考え、このほかにどんな仕事が必要か考える	・自己分析 ・自分発見アンケート ・職業について幅広く知る ・未来の職業を創造する	・事前訪問 ・事前学習 ・職業体験学習	・進路学習
その他	・自分だけでなく周りの人のことを考えることができるようになる ・友達のいい所を見つけることができるようになる	・働く人の仕事を知り、利用者が協力できることを考える ・友だちのことを考えることができるようになる	校区の施設や人々に興味・関心を持つことができる	生活を守る仕事について知り、関心を持つことができる	・働くことへの意識が高まり、働くことの楽しさ・大変さが分かる ・自ら積極的に行動しようとする態度がでてくる	興味のある仕事を見つけ、その周りの仕事も見ることで夢を広げる	・自分自身について幅広く考えることができる ・将来への展望を持ち、現在と将来が繋がっていることを理解する	・自分の進路を主体的に考え、選択する力を身につける ・どの仕事もマネーやルールがあり、それが土台となって、スムーズに仕事ができることを理解する	・自分の考えや思いを伝えることができる ・自らの生き方として進路を考え、進路選択の意思表示ができるようになる

(様式1)

令和6年度 学校図書館経営方針・学校図書館教育目標

枚方市立菅原東小学校

1. 学校図書館経営方針

(1) 読書意欲を高め、主体的な読書活動を推進できる学校図書館をつくる。

- ① 児童が必要な図書資料を収集・選択・活用できるよう、日本十進分類表に基づいて配架し、環境づくりに努める。
- ② 読書を楽しみ、必要な知識を得ることができるよう、計画的に図書の購入を行い、居心地のよい空間づくりに努める。

(2) 児童の実態に応じた図書館活用の指導計画を立て、積極的に図書館教育を進める。

- ① 学校図書館について理解を深め、有効に活用する方法を指導する。
- ② 朝読書や行事等と連携しながら読書指導を行い、読書習慣が身につくようはたらきかける。
- ③ 総合的な学習の時間や各教科の調べ学習などの時間に学校図書館を活用することや公立図書館と連携することを積極的にはたらきかけ、学習情報センターとしての機能を確立する。

(3) 各教科で活用可能な図書資料の充実・整理を推進し、授業の活性化に努める。

- ① 各教科の指導計画と連携し、必要な図書の収集と展示に努める。

2. 学校図書館教育目標

- (1) 図書委員会の活動を通じて、児童が本に親しみ、図書館の利用が活発になるよう指導する。
- (2) 図書館利用教育を推進し、必要な図書を適切に活用できるようにする。
- (3) 児童や教員が図書館を活用することができるよう、図書館の資料を整理・分類し、図書室から学校図書館への転換を図る。

3. 各学年の具体的な目標

<第1・2学年>

- ・読み聞かせ等の読書活動を通して、読書に興味をもつ。
- ・オリエンテーションをもとに、学校図書館の使い方を知る。
- ・動物や乗り物などの調べ学習を通して、学校図書館の本を活用する。

<第3・4学年>

- ・朝読書や読み聞かせ等の読書活動を通して、定期的に読書をする。
- ・オリエンテーション等で学校図書館の蔵書の配架を知り、読みたい本を探すことができる。
- ・社会科や総合的な学習の時間等での調べ学習を通して、学校図書館の本を活用し、調べたことをまとめることができる。

<第5・6学年>

- ・朝読書や並行読書の読書活動を通して、習慣的に読書をする。
- ・オリエンテーションや委員会活動から、学校図書館の蔵書の配架を理解し、必要な情報を自分で探すことができる。
- ・日本の工業や世界の状況、平和学習を通して、学校図書館の本を活用して調べ学習をすることで、自分の考えをまとめることができる。

4. 杉中校区小中学校への関わり

- ・杉中校区の学校司書の方と互いに連携・協力し、組織的に取り組む。

学校図書館活用に関する取組計画・年間計画

枚方市立菅原東小学校

I. 年間計画

月	図書館行事	図書館経営	授業・学級活動での活用	委員会活動
4月	○館内環境の整備 ○図書館オリエンテーション (本の並び、貸し出し返却、図書館の過ごし方について) ○図書貸出開始	○学校図書館経営方針・目標の作成 ○取組計画・年間計画の作成 ○地域人材(お話キューピット)による読み聞かせの年間計画作成 ○図書館利用のマナーについて ○貸出のための進級処理業務 児童・職員バーコード作成	○図書館の時間割の割り振り ○図書館利用のマナーについて ○朝読書の開始	○第1回委員会 ・委員会の組織作り、役割分担 ・休み時間の図書館開放について ・図書館利用の仕方 ・図書館活用の提案 ・学級文庫の移動、配置
5月	○地域人材(お話キューピット)による読み聞かせ開始 ○二年生向けのお話会の設定		○調べ学習団体貸出開始 ○中央図書館団体貸出の開始	○第2回委員会 ・図書館の充実にむけて
6月	○絵本の広場			
7・8月	○夏休み貸出実施 ○新規図書の購入 ○図書の廃棄	○未返却図書の催促 ○新着図書の受け入れ配架 ○蔵書点検 ○廃棄本整理 ○図書購入	○夏休みの読書感想文	○第3回委員会 ・図書の整理 ・一学期を振り返って ・季節のコーナーづくり
9月	○2学期貸出開始		○学級文庫の整理・充実	
10月	○館内環境美化 ○新着図書の紹介			
11月	○読書推進の取り組み (児童集会での発表)	○読書月間の取り組み		○第4回委員会 ・オススメ本の取組 ・図書の整理
12月	○冬休み貸出実施	○未返却図書の催促 ○廃棄本整理		
1月	○館内環境美化	○新着図書の受け入れ配架	○学級文庫の整理・充実	○第5回委員会 ・図書の整理 ・読み聞かせの取組 ・1年間の活動の反省 ・学級文庫の整理
2月	○図書館経営計画の見直し ○図書館利用状況のまとめ	○廃棄本整理		
3月	○貸出本の返却 ○1年間のまとめと反省 ○次年度の運営計画 ○蔵書点検・整理	○1年間の活動の反省 ○図書の整理 ○未返却図書の催促		
通年	○季節に応じた掲示物作り	○各教科・総合的な学習の時間の資料提供 ○地域人材との連携	○学校教育支援用団体貸出活用	○当番活動 ○寄贈本の処理

③ 学校安全（防犯及び防災対応）

(1) 非常の場合の組織

- 総指揮
校長
- 総務班〔教頭〕
 - ◇ 教職員・児童への連絡
 - ◇ 各学級へマイクで連絡（災害発生と同時に）
 - ◇ 消防署・市教委、警察署その他関係諸団体との連絡
 - ◇ 重要物件の非常持ち出し〔主事〕
 - 避難誘導班〔学級担任・少人数担当〕
 - ◇ 児童の避難誘導及び収容に関すること
 - ◇ 収容…運動場アスレチック側、朝礼の順で校舎の反対側を向いて並ぶ。すぐに人員を報告。学級担任→教頭→校長
 - 救護班〔養護教諭〕
 - ◇ 配慮を要する児童の避難…担当者及び最も近くにいる教職員
 - ◇ 児童の衛生管理
 - ◇ 要救護者の救護にあたる
 - 消火班〔校務員〕
 - ◇ 火災予防及び消火に関すること
 - ◇ 児童の安全避難後、消火にあたる
 - 管理棟見回り〔1F 鬼頭・2F 森本ひ・3F 井・体育館 北〕
 - ハンドマイク〔教頭・北〕
 - 各校舎トイレ見回り〔原則として、各フロアトイレ側に避難するクラスの担任〕

(2) 集合場所 運動場アスレチック側、朝礼の順で校舎の反対側を向いて並ぶ
フェンスに学年の掲示

(3) 避難訓練 6月… 不審者 9月… 地震 1月… 火災

(4) 事前に心得ておく基本的な項目・指導項目

〈地震に対するもの〉

- イ. 児童が室内にいるときは、担任の指示により机下に伏せ、出入り口の戸は開けておく。静まってから冷静に室外に避難する。（とび出し、とびおりをしない）
- ロ. 児童が室外にいるときには、すぐ行動を中止し、姿勢を低くして建物から離れる。
- ハ. 室内に火気のある時（理科室・家庭科室等）は、まず消火し、電熱・ガス・電灯等のスイッチを切る。

〈台風に対するもの〉

- イ. 児童は速やかに帰宅の用意をして、教室で待機する。
- ロ. 担任は迎えにきた保護者に児童を引き渡す。

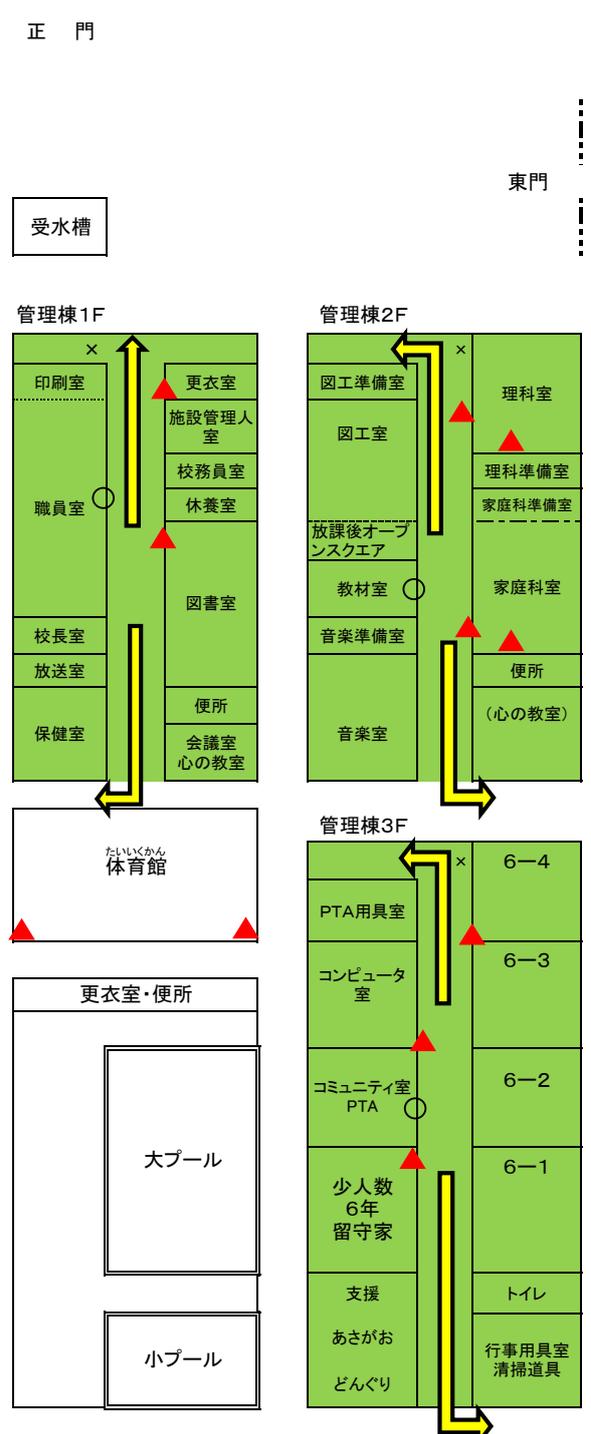
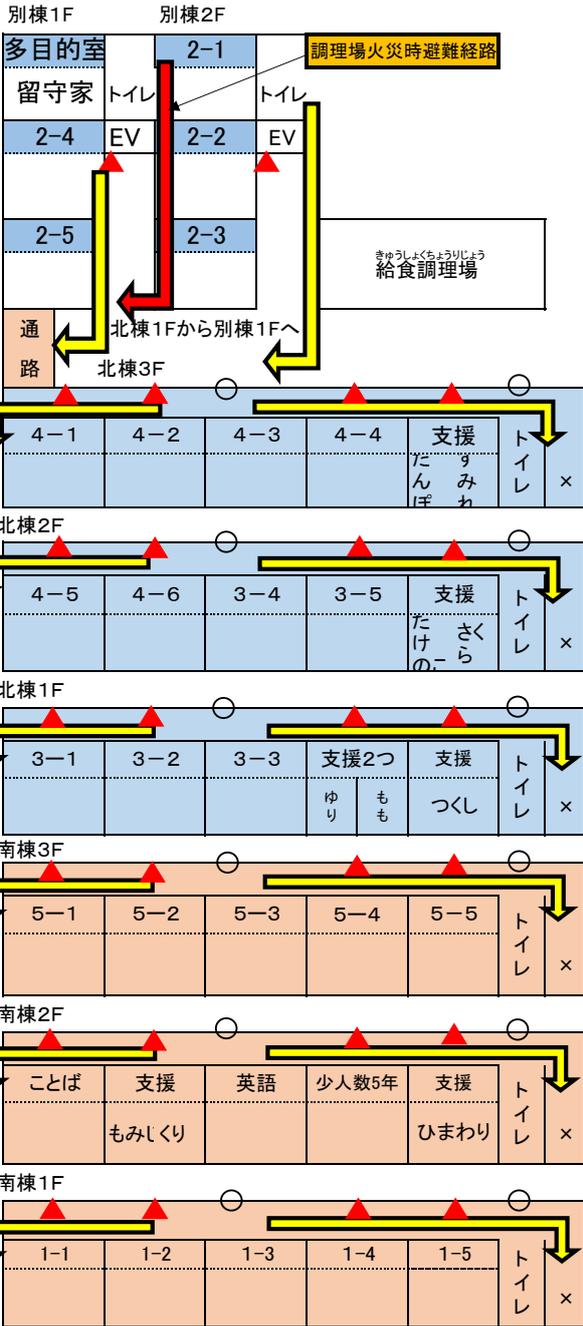
〈火災発生に関するもの〉

- イ. 教師の指示や放送をよく聞く。
- ロ. カーテンを開け、窓を閉め、直ちに電気・ガスの始末をし、出入り口の戸を開ける。
- ハ. 学用品はそのままにし、上靴のまま外にでる。
- ニ. 勝手な行動は一切しない。
- ホ. 煙や有毒ガスを吸わないよう、ハンカチ等を口にあてる。
- ヘ. 前の人を押ししたり追い越したりしないこと。低学年や身体の弱い人を優先させる。
- ト. 屋内では早足、外にでたら駆け足（決して押さない）。
- チ. 狭い通路（職員室と南館の間、南館と体育倉庫の間等）を通るとき、特に押し合わないこと
- リ. 休憩時間での火災の場合は、屋外にいる児童は、そのまま運動場に行って並ぶ。校舎内で火災を知った児童は、近くの教職員の指示に従う。だれもいない場合は、一番近い出口から避難する。
- ス. 教職員は、児童全員の人数を確認し、窓・戸を閉め、出席簿（タブレット）を携行し誘導す

〈不審者の侵入に関するもの〉

- イ. 笛を吹く、非常ベルを鳴らすなどして周囲に危険を知らせる。
- ロ. 近くに児童がいる場合は、すぐ逃げるように指示。児童と侵入者の間に入り、児童の安全を確保する。
- ハ. 攻撃を仕掛けてきそうな場合は、距離をおきながら、机や椅子、ほうき、消化器等の防衛できる身近な道具を用い、児童や自分自身に危害を加えられないようにしながら、時間をかせぐ。さすまたが5本あるが使用は慎重に。
- ニ. 児童が捕らえられている場合は、侵入者に対して、興奮せず冷静になるように説得する。

R6年度 消防設備配置及び避難経路



- クラブハウス
- 体育倉庫
- 5年
- 3年
- 1年
- 2年
- 4年
- 6年
- 留守家庭児童会室

運動場

南門

- 消火栓
- ▲ 消火器
- × 防煙扉
- ➡ 避難経路

⑤ 非常変災時における措置について

特別警報、暴風警報、暴風雪警報、または洪水警報が発表されたときの対応について

1 午前7時現在

枚方市に特別警報が発表されているときは、臨時休校となります。

枚方市に暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表されているときは、登校させないで自宅待機となります。

2 午前9時現在

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除されたときは、第2校時(9:25)より授業を行います。

(9時10分頃に集団登校場所を出発します。学校給食はありますので、下校は平常通りです。)いずれかが発表中の場合は、引き続き自宅待機。

3 午前10時現在

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除されたときは、第3校時(10:35)より授業を行います。

(10時10分頃に集団登校場所を出発します。学校給食はありませんので、4時間目終了後に下校します。)いずれかが発表中の場合は、臨時休校となります。

4 登校後

枚方市に特別警報が発表されたときは、状況が判断できるまで原則として学校待機となります。

枚方市に暴風警報または暴風雪警報、洪水警報が発表されたときは、学校待機とし保護者への引き渡し下校をします。

5 留守家庭児童会室

午前11時現在、警報が解除されているときは、通常どおり午後1時15分より(※午前9時から午前10時の間に解除されたときは午後0時15分から)開室します。(詳細は、留守家庭児童会室にご確認ください)

枚方市に土砂災害警戒情報又は校区内に避難指示が発表・発令された場合については、気象情報及び避難情報により、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報の解除時の対応と異なる場合があります。

対応が異なる場合の例

・各種警報が解除されたが、校区内に避難指示が発令されている箇所があり、通学路等の状況から臨時休業を継続する。(又は対象の地域の児童・生徒のみ登校を見合わせる。)

⑥ 大地震が発生した時の措置について（保護者への通知内容）

枚方市では枚方市地域防災計画に従って対策が講じられ、学校もその指示に従って対応をとります。基本は、市や報道に従っての措置をとります。

しかし、緊急時の学校情報や学校からの連絡がない状況下では、菅原東小学校独自の基準を作成しておりますのでお知らせします。

枚方市で「震度5弱」以上の地震が発生し、学校の情報や連絡がない時。

1. 登校前に地震が発生

・自宅待機とする。（保護者と行動を共にする）

- ※ 大きな被害がなく安全が確認でき、通信網が確保されている時は、緊急連絡メールで「授業再開」の連絡をします。
- ※ 報道機関の情報に注意してください。

2. 登校途中に地震が発生

学校近くまで来ている児童は安全に注意しながら登校する。

（集合場所付近ならそのまま帰宅します）

・保護者のお迎えをお願いします。

3. 在校中に地震が発生

学校では避難訓練に従っての行動をとらせ安全な場所に避難させます。

・保護者のお迎えをお願いします。

- ※ 通信網が確保されている場合は緊急メールで「お迎え」の連絡をします。

4. 下校途中に地震が発生

各自そのまま家庭に帰宅させますが、学校に近い場合は学校に来させます。

・保護者のお迎えをお願いします。

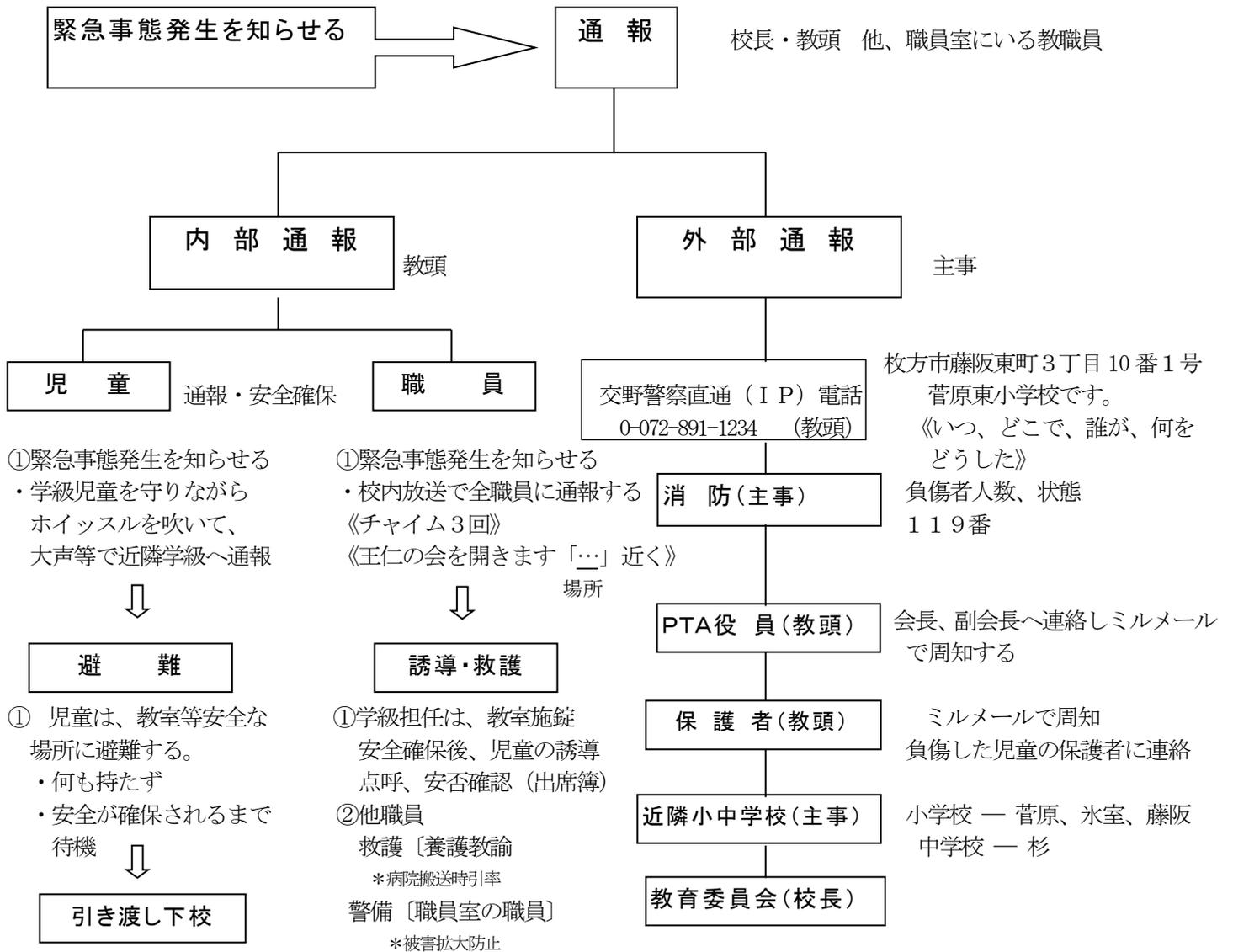
- ※ 留守家庭児童会に在籍している児童は指導員の指示に従って行動します。

お願い

- お迎えに来られる際は、必ず通学路を徒歩で児童の存在を確認しながら来てください。特に登下校の時は児童が通学路付近にいます。
- 電話でのお問い合わせはご遠慮ください。
枚方市や教育委員会からの緊急連絡ができなくなります。
- 本校は避難所に指定されています。お迎えはできるだけ速やかにお願いします。
- 緊急時どう行動するかについて、家庭で確認を定期的にしておいて下さい。

⑦ 不審者侵入等緊急事態対応マニュアル

【不審者侵入等の緊急事態発生時】



① 安全確認後、保護者に
引き渡し下校の連絡

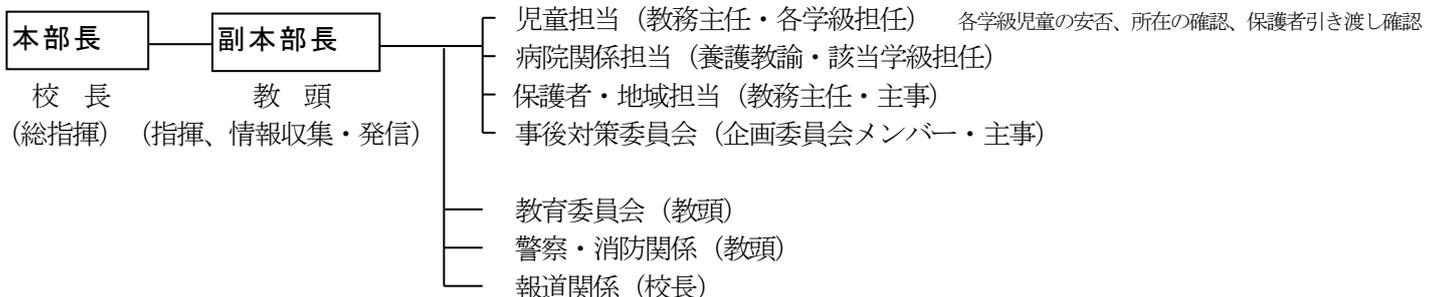
② 保護者来校引き渡し

【休憩時間等担任が教室に不在の場合】

- ①緊急事態を察知した時点で職員室に通報
- ②校内放送で全職員、児童に知らせる
- ③全児童は運動場に避難し、学級ごとに並ぶ
- ④ 児童点呼、
男性職員は現場に急行し被害の拡大防止
男性担任学級は学年の他の職員が兼ねる
- ⑤不在児童の捜索・救出

【緊急事態発生後の対応】

校内対策本部体制



⑧ 緊急時 捜索等マニュアル

・保護者から「今日は、子どもは何時頃下校しましたか。まだ、家に帰っていませんが。」という連絡があった。

第1段階 ◆初期対応

- ①連絡を受けた者が、至急、担任、校長、教頭に連絡する。
- ②学校内、学校の周囲を捜す。
- ③保護者と連携しながら、友人宅・近所の家等、当該児童が行きそうな家に電話する。
- ④教職員が職員室に集合し、善後策について打ち合わせをする。
- ⑤オッタデを使用し、位置確認を依頼する。
- ⑥タブレットを持っている可能性がある場合は研修課ICTに連絡。GPSで確認依頼。

確認事項

- ・現在の状況と当該児童の特徴(着衣、顔、背格好等)について担任が個票作成(写真を活用)
- ・学年・担外で7か所の地域を捜索する。

第2段階 ◆捜索開始

※ 本部 学校 校長

- ◎ チームごとに携帯電話等で連携を取りながら捜索。
 - ・捜索しながら、約30分ごとに学校と連絡をとり、状況把握をする。
 - ・約2時間経過後、いったん学校へ戻る。
 - ・ミルメールで情報をながす。
 - ・校長は、児童生徒支援室(15-8047)へ連絡する。
 - ・下記の7チームで地域を捜索する。。

第3段階 ◆保護者から警察に捜索願を出してもらう。

- ・校長は、教育相談課等へ連絡する。
- ・PTA役員に連絡、PTAの連絡網で協力を依頼する。
- ・自治会長に連絡し協力を依頼する。
- ・警察、PTA、校区の自治会等の組織と連携をとりながら捜索する。

チームの捜索地域(各地区の担当者※7は教頭・主事・担任外等)

1. (1年)長尾東町1, 2, 3, 4丁目
2. (2年)長尾台 1, 2, 3, 4丁目
3. (3年)杉山手 1, 2, 3丁目。杉2丁目
4. (4年)長尾宮前1, 2丁目。藤阪東町1, 2丁目
5. (5年)学校、農園。藤阪東町3, 4丁目。王仁公園
6. (6年)杉3, 4丁目。杉中付近。旧田中家付近。
藤阪天神町。藤阪南町。
7. (担任外)国道307、穂谷川沿い。府道杉田口禁野線
(上渡場橋～長尾駅までのバス通り)
アルプラザ周辺。学研都市線沿い(津田中～長尾駅)。菅原公民館。

捜すときのポイント

- ☆駅員、店員等にたずねる。
- ☆児童が行きやすい所 公園等

学年・組	年 組	男・女
氏 名		
保護者名		
住 所	枚方市	
電 話	-()-	
児 童 の 特 徴		
顔つき		
髪型		
身体		
服装		
靴		

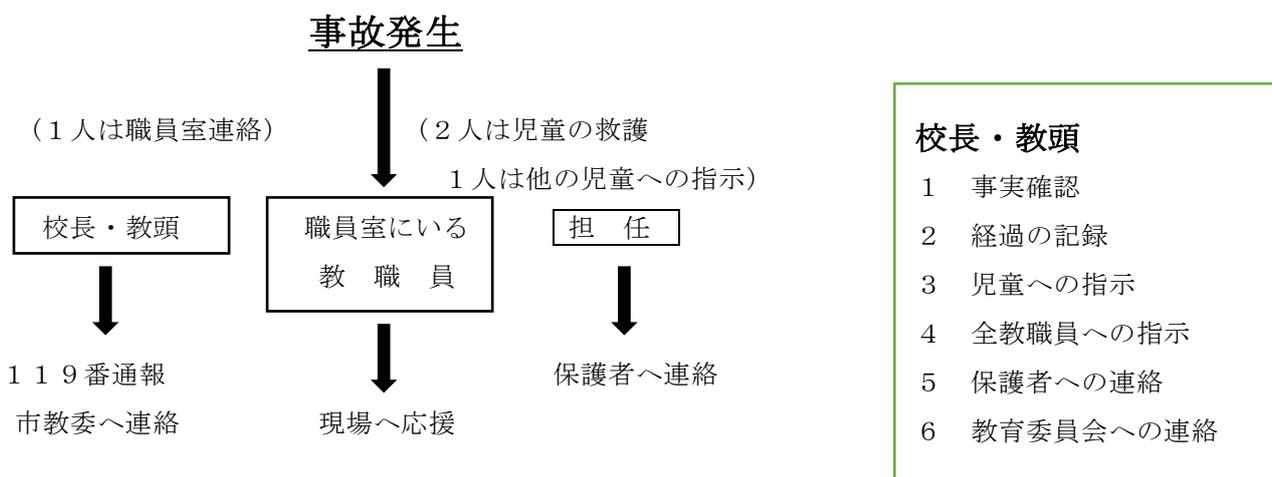
⑨ プールの安全管理マニュアル

1. 児童生徒の安全管理について

- (1) 水泳は、水という環境の中で全身を使い、水温・気温の影響を受けながら展開される運動であるので、児童の健康状態によっては事故につながりやすいことを留意しておくこと。
- (2) 事前に児童の健康状態を把握しておくこと。

[具体的事項]

- ①定期健康診断の活用（プール前健康相談を含む）
 - ②健康の観察
 - ③配慮を要する児童への対応
- (3) プールで万一児童の事故等があったときは、直ちに指導者の一人が職員室へ電話を用いて連絡を入れる。連絡を受けた職員は、直ちに管理職及び職員室等の他の職員に内容を伝える。状況に応じて以下の措置を講じる。



2. 施設・設備について

- (1) 学校長は、毎年度プール使用開始前に、プールの排（環）水口に取り付けられている格子鉄蓋がネジ・ボルト等で固定されているか、配管取水口には吸い込み防止金具が設置されているか、調査点検を行う。
排（環）水口の固定状況については、目視のみの確認ではなく、必ず触診及び打診等により確認する。（蓋等の欠損、変形、ボルトの固定部品の欠落、変形等）調査点検の結果は、教育委員会施設課へ別様式によりFAX等で報告を行い、対応を協議する。
- (2) プール使用期間内でプールの水を入れ替える際にも、上記と同様の調査点検を行い報告をする。
- (3) プール使用期間中はプールの排（環）水口に取り付けられている格子鉄蓋がネジでしっかり固定されているか確認をすること。
- (4) プールの使用期間中においては、浄化装置等の適正な動作状況を確認するなど、付属施設を含めて、プールの施設・設備について常時安全点検を行う。

3. 管理運営関係について

(1) プールの水質管理について

- ・毎朝およびプール使用時の毎時間ごとに計測記録する。
- ・プールの様々な場所3カ所で測定し、その平均値をプール日誌に記入する。

①残留塩素濃度の測定

常時0.4～1.0ppmの値になるように塩素系薬剤の投入で調整をする。

②水素イオン濃度PHの測定

PHの6.8～7.6の範囲にあることを確認し、異常が認められたときは、一旦入水をやめ、報告・協議・対策をする。

③プールの入水基準

水温………23℃以上 気温………25℃以上 暑さ指数(WBGT) 31℃未満

4. プール当番の仕事内容

職朝前に実施

- ①水温、気温、残留塩素、PHの測定
- ②機械運転開始（珪藻土、薬品の投入）
- ③プール日誌、職員室の黒板に測定結果の記入

下校前に実施

- ①気温の高いときは機械を止める前に薬品を投入
- ②機械運転停止
- ③落とし物、ごみなどを拾う
- ④施錠の確認

5. 水泳指導

安全に留意しながら、水に慣れさせるとともに、水難事故に遭遇した場合「自分の命は自分で守る」ことを目的にする。また、児童の体力・能力に応じた指導方法を工夫し、泳力を身につけさせる。

(プールに入るとき)

- ①プールサイドに座る
- ②足に水をかける
- ③頭・背中に水をかける
- ④胸に水をかける
- ⑤後ろ向きに片足ずつ入る
- ⑥プールサイドを持って肩までつかる
- ⑦頭までつかる

※留意事項

- ①泳力に自信をつけさせることも大切だが安全面には特に注意する。
- ②水泳に対する恐怖心を取り除くことから始める。個別指導も必要。
- ③入水時の監視はプールサイドで行う。
- ④指導者は、身体上の不都合な場合を除き、全員水着に着替える。
- ⑤1回の入水時間は10～15分（水温、気温、天候により多少異なる）とする。

⑩令和6年度 事務年間計画

杉中学校区小中学校

基本方針	・教育目標達成に向けた教育環境整備に努める ・保護者・地域から学校がより信頼される一助となるよう、迅速かつ丁寧な事務に努める。								
項目	目標	具体的な取組	4.5月	6.7月	8.9月	10.11月	12.1月	2.3月	
連携事務の取組	チーム事務職員で学校事務に取組む。 事務の効率化を図り、事務体制の充実と教育の活性化をめざし、連携事務室での活動を教育支援に繋げる。	・月に1回程度連携会議を開く ・連携事務だよりを発行する ・認定事務の相互確認を行う ・連絡掲示板を活用し情報を共有する ・Qドライブの活用を促進する	・共同実施年間計画の作成 ・給与、旅費調査対象校の書類相互確認	・連携事務だより発行	・徴収金関係書類チェック ・三認定相互確認 ・施設監査対象校の書類相互確認	・年末調整の相互確認 ・連携事務だより発行 ・徴収金関係書類チェック ・拡大連携ブロック会議の内容検討 ・施設監査の報告	・徴収金関係書類チェック ・三認定相互チェック ・拡大連携ブロック会議	・事務年間計画の総括(反省) ・共同実施報告書作成	
学校予算	教育目標達成に向けた各係・分掌の計画や活動を裏付ける予算編成と運営を教職員の理解のもとに進める。	・予算委員会の設置 ・経費節約・不要備品等の廃棄を現有用や活用状況の把握に努め、教育環境整備へとつなげる。 ・備品等の整備状況を確認する。	・郵便料使用報告 ・執行同業契約締結 ・予算説明会 ・予算委員会 ・夏用備品執行計画表作成提出 ・前年度決算報告 ・予算執行計画表作成提出 ・予算計画表作成 ・1期、クラブ備品執行計画表作成提出	・夏用備品納入 ・2期購入備品執行計画表作成提出 ・一括購入備品執行計画表作成提出 ・3期購入備品執行計画表作成提出	・1期、クラブ備品納入 ・備品整備 ・2期備品納入	・追加備品執行計画表作成提出 ・一括購入備品納入 ・机椅子調査	・3期、一部の一括購入備品納入 ・机椅子調査	・備品整備 ・追加備品納入 ・机、椅子納入	
学校徴収金	保護者負担軽減を目指すとともに、校区連携の中で徴収金額を考えていく。また、未納家庭への督促についても校区連携の中で考慮する。	・公費で購入できる物品を探る。 ・複数業者の見積もりを行い、総合的に判断し購入する。 ・校区連携の中で督促状の統一化を検討する	・予算書作成 ・金融機関へ口座登録 ・年間徴収計画作成 ・保護者へ通知 ・口座振替 ・現金徴収事務	・口座振替 ・現金徴収事務 ・徴収金執行事務					・決算書作成報告 ・徴収金返金事務
学事関係	適正で迅速な事務を行う。就学援助については、兄弟関係等を校区連携で配慮しながら事務を行う。	・学年会計担当者と連絡を取りながら、情報共有を密に行う。 ・就学援助家庭における未納者の学校長委任を促進する。 ・就学援助者、生活保護家庭の校区名簿を作成する ・在籍報告、転出入手続きを行う。	・児童生徒数報告 ・転入学除籍者報告 ・教科書関係事務			・小学校後期用教科書事務 ・教科書前期転学用報告		・教科書後期転学用報告 ・教科書事務	
就学援助			・就学援助申請書配付、受付 ・就学援助申請年度当初分締切～15日迄 ・就学援助申請随時受付	・第1回就学援助金支給 ・就学奨励費申請			・第2回就学援助金支給	・第3回就学援助金支給	
給与	給与関係書類(手当認定を含む)について、常に状況確認を行い、正確な給与事務を行う。	・三手当相互チェック ・教員への給与情報等の提供	・給与関連事務 ・三手当認定事務 ・給与関係書類作成、入力 ・各種手当入力 ・特殊勤務手当(部活動手当等)入力	・期末勤勉手当事務 ・児童手当現況確認事務			・年末調整事務 ・通勤手当・住居手当の事後確認	・再年末調整事務 ・期末勤勉手当事務 ・昇給発令事務	・異動職員準備事務
旅費	教育予算として、計画的な旅費予算の執行を行う。	・毎月旅費請求を行い、常に執行状況の把握に努める。 ・出勤簿等関係書類との整合性を図る。	・旅費請求事務、入力 ・支給事務	・年間旅費執行計画作成	・年間旅費執行計画作成	・旅費執行状況調査作成			
共済・互助	福利厚生の情報提供を迅速に行い、人間ドックを始めとする事業の活用を促す。	・共済・互助だより等の配付を行う。 ・福利厚生の周知、補助を行う。	・新規採用者認定事務 ・互助だより配付 ・人間ドック申込周知	・互助だより配付 ・共済おおさか配付	・互助だより配付	・共済おおさか配付 ・互助だより配付	・互助だより配付 ・共済おおさか配付	・互助だより配付	

学校いじめ防止基本方針

枚方市立菅原東小学校

令和6年4月

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その児童の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、児童の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「個人の尊厳を重んじ、鋭い人権感覚を持った子どもを育てる。」を教育目標としており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等 当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

本校では、それぞれの行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的形式的におこなうのではなくいじめを受けた児童の立場に立って行う。

一方、好意から行った行為が意図せずに相手側の子どもに心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、すぐにその行為を行った子どもが謝罪し、教職員の指導によらなくても良好な関係を再び築くことができている場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、「いじめ」であるため、学校の「いじめ防止等の対策のための組織」（以下「いじめ対策委員会」という。）への情報共有は行う。

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、生徒指導主任、各学級担任

※いじめ相談等があれば 担任及び「いじめ対策委員」(校長、教頭、首席、生徒指導主任、学級担任)に連絡し対応していく。

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

菅原東小学校いじめ防止年間計画				
	1, 2年	3, 4年	5, 6年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 (心の教室) 学級・学年の目標作り いじめのない「仲間作り」について話し合い・道徳を行う。	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 (心の教室) 学級・学年の目標作り いじめのない「仲間作り」について話し合い・道徳を行う。	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 (心の教室) 学級・学年の目標作り いじめのない「仲間作り」について話し合い・道徳を行う。	新旧担任引き継ぎ会 第1回 いじめ対策委員 (年間計画の確認、問題行動調査結果を共有) ☆生指交流(毎月1回) ☆心の教室相談日(毎週月曜日)開室 ☆スクールカウンセラー来校(毎月1回)
5月	家庭訪問 (家庭での様子の把握)	家庭訪問 (家庭での様子の把握)	家庭訪問 (家庭での様子の把握)	
6月	「アンケート」学校生活での困っている悩みなどを把握 教育相談	「アンケート」学校生活での困っている悩みなどを把握 教育相談	「アンケート」学校生活での困っている悩みなどを把握 教育相談	アンケート回収と対応 問題点を共有し、課題を話し合う
7月 8月	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	第2回委員会(進捗確認) 1学期のいじめ状況調査報告 いじめ防止職員研修

9月	2学期のクラス目標づくり (どんなクラスにしたいかな)	2学期のクラス目標づくり (どんなクラスにしたいかな)	2学期のクラス目標づくり (どんなクラスにしたいかな)	☆生指交流(毎月1回) ☆心の教室相談日(毎週月曜日)開室
10月	「アンケート」実施	「アンケート」実施	「アンケート」実施	「アンケート」回収と対応 問題点を共有し、課題を話し合う
11月	教育相談	教育相談	教育相談	
12月	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	2学期のいじめ状況調査報告 第3回委員会(状況報告と取組の検証)
1月	3学期のクラス目標づくり	3学期のクラス目標づくり	3学期のクラス目標づくり	第4回委員会(年間の取組の検証)
2月	「アンケート」を実施	「アンケート」を実施	「アンケート」を実施	次年度学級編成についての交流会
3月	教育相談	教育相談	教育相談	3学期のいじめ状況調査報告

5 取組状況の把握と検証(PDCA)

いじめ対策委員会は、(各学期の終わりに、など)年2回、(検討会議を)開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめの未然防止

1 基本的な考え方

- 誰もが、いじめはどの児童にも、どの集団においても起こりうる重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為であることを認識する。
- 学校は、家庭・地域・関係機関と連携し、いじめのない学校づくりに取り組む。
- 保護者は、保護する子どもがいじめを行うことのないように、規範意識を養うための指導等に努める。
- 児童が、自分が大切な存在であることを自覚するとともに、決していじめをしてはならないことを認識できるようにする。そして、他者に対しては思いやりの心を持って接し、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団の形成に努めるよう指導する。
- いじめのない社会を実現するために、市・学校・家庭・地域は、それぞれの立場から、主体的かつ連携して取り組む。

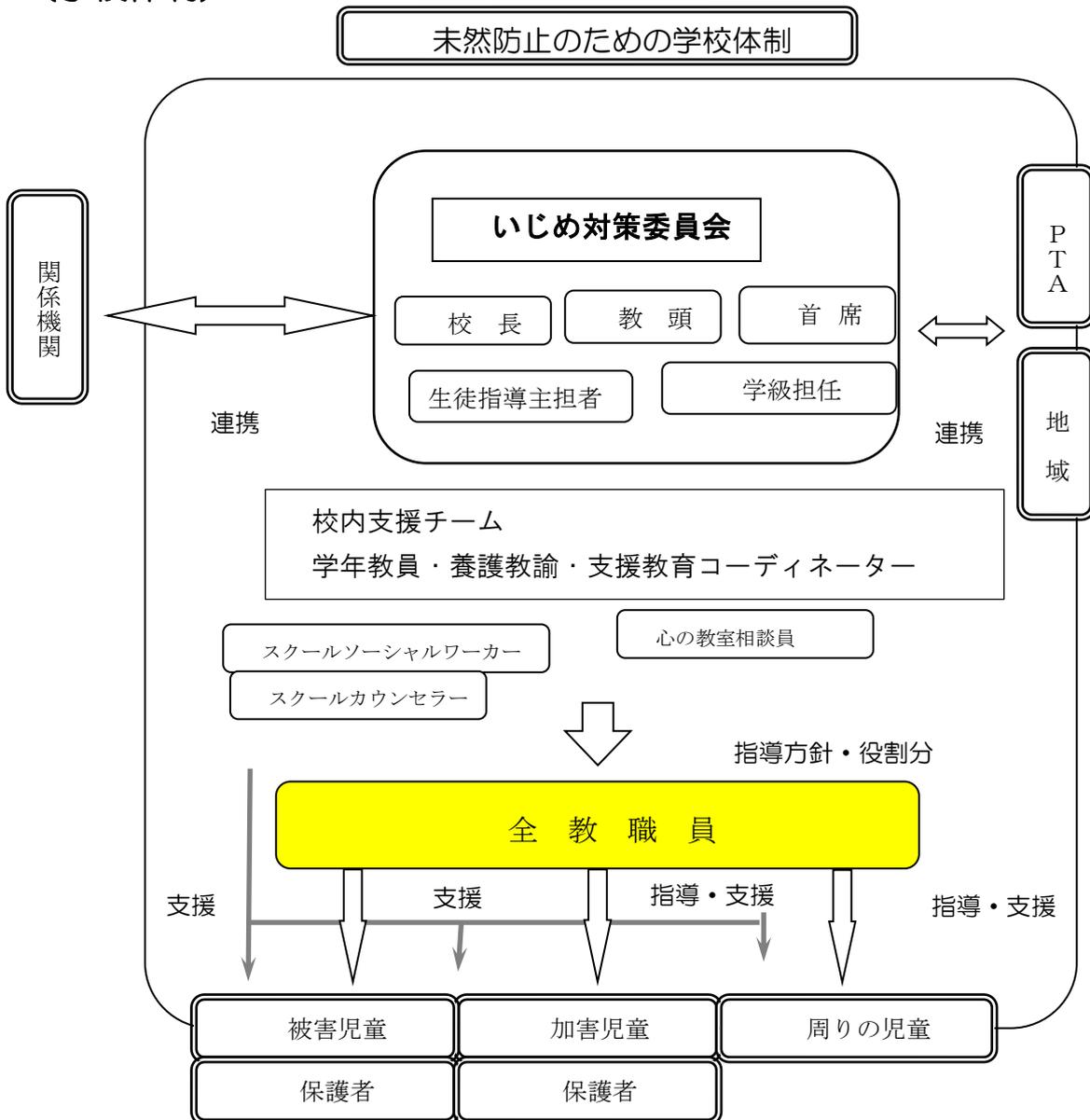
2 いじめの未然防止に向けた学校の役割

児童たちが安心して学び、豊かな生活を送ることができる学校づくりに努める。

- 児童が主体となって、いじめのない人間関係を形成できるよう、児童を指導・支援する。
- いじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめの早期発見に努める。
- いじめが発生した際には、家庭と連携し、早期に解決に努める。必要に応じて、教育委員会、関係機関と連携し対応する。

校長のリーダーシップのもと、教職員一人ひとりの人権意識を高め、「SOS のキャッチの仕方」や「事案の見立て」、「対応方法」などのいじめや体罰の未然防止に向けた研修や子どもたちと家庭との信頼関係を構築するための体制の整備に組織的に取り組む。

(学校体制)



3 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対していじめ防止のための取組、早期発見・早期対応のあり方、等の校内研修を実施する。
児童に対しては、子どもたちが自らいじめを自分たちの問題としてとらえ、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう、支援する。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、規律正しい態度で、授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。そのため、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

そのため、教職員には、子どもの何気ない言動の中に、心の訴えを感じ取る鋭い感性や隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

ア： 学校生活の中で、児童は様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教員は、ひとりひとりの児童が出すサインを見逃さず、早期に対応することを心がける。

イ： 発見した場合は、いじめ対策委員会に必ず報告する。

ウ： 毎月の職員会議で、生指交流を行い情報交換し、情報を共有することに努める。

2 発見のポイント

【学校での一日】

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見の機会	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)	
朝 の 会	◎遅刻・欠席が増える ◎表情がさえず、うつむきがちになる	◎始業時刻ぎりぎりの登校が多い ◎出席確認の声が小さい
授業開始時	◎忘れ物が多くなる ◎用具、机、椅子等が散乱している ◎一人だけ遅れて教室に入る	◎涙を流した気配が感じられる ◎周囲が何となくざわついている ◎席を替えられている
授 業 中	◎正しい答えを冷やかされる ◎発言に対し、しらげや嘲笑が見られる	◎グループ分けて孤立することが多い ◎保健室やトイレによく行くようになる ※不まじめな態度で授業を受ける

	<ul style="list-style-type: none"> ◎責任ある系の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ◎ひどいアダ名で呼ばれる 	<ul style="list-style-type: none"> ※ふざけた質問をする ※テストを白紙で出す
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ◎一人でいることが多い ◎わけもなく階段や廊下等を歩いている ◎用もないのに職員室や保健室に来る ◎遊びの中で孤立しがちである 	<ul style="list-style-type: none"> ◎今まで一緒にいなかった子と一緒にいて、注意されることが増える ◎集中してボールを当てられる ◎遊びの中で、いつも同じ役をしている ※大声で歌を歌う ※仲良しでない者とトイレに行く
給食時間	<ul style="list-style-type: none"> ◎食べ物にいたずらをされる ◎グループで食べる時、席を離している ◎その児童が配膳すると嫌がられる 	<ul style="list-style-type: none"> ◎嫌われるメニューの時に多く盛られる ◎おかわりしていた子がおかわりしなくなる ◎配られていないことが目立つ
発見の機会	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)	
清掃時	<ul style="list-style-type: none"> ◎目の前にゴミを捨てられる ◎最後まで一人でする ◎椅子や机がぼつんと残る 	<ul style="list-style-type: none"> ※さぼることが多くなる ※人の嫌がる仕事を一人でする
放課後	<ul style="list-style-type: none"> ◎衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ◎顔にすり傷や鼻血の跡がある ◎急いで一人で帰宅する 	<ul style="list-style-type: none"> ◎用事がないのに学校に残っている ◎物がなくなったことを言いに来ることが多い ※他の児童の荷物を持って帰る

3 いじめの早期発見のための措置

○実態把握の方法として、

- ・每学期ごとにアンケート調査実施
- ・教員の人権意識をチェック(4月)
- ・保護者への啓発

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアを最優先に対応する。また、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導を行い、再発防止につなげる。いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合や、相手の痛みを感じ、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合であっても、「いじめは絶対に許されない」ことを認識させ、相手に謝罪する気持ちをもつように指導する。いじめ事象に関係した児童同

士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを支援する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に把握する。
遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し対応する。
その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取り、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。
なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

- (1) いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。状況に応じて、心の教室相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携する。
- (2) 解決されたと思った後でも、その後の状況をいじめられた児童や保護者に定期的に聞き状況を把握する。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。
いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは絶対に許されない行為であることを認識させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
その指導にあたり、学校は、校内連携チームを中心に、複数の教職員が連携し、必要に応じて心の教室相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの協力を得て、組織的に対応し、再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受け

た者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「傍観者」（「観衆」）の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童だけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

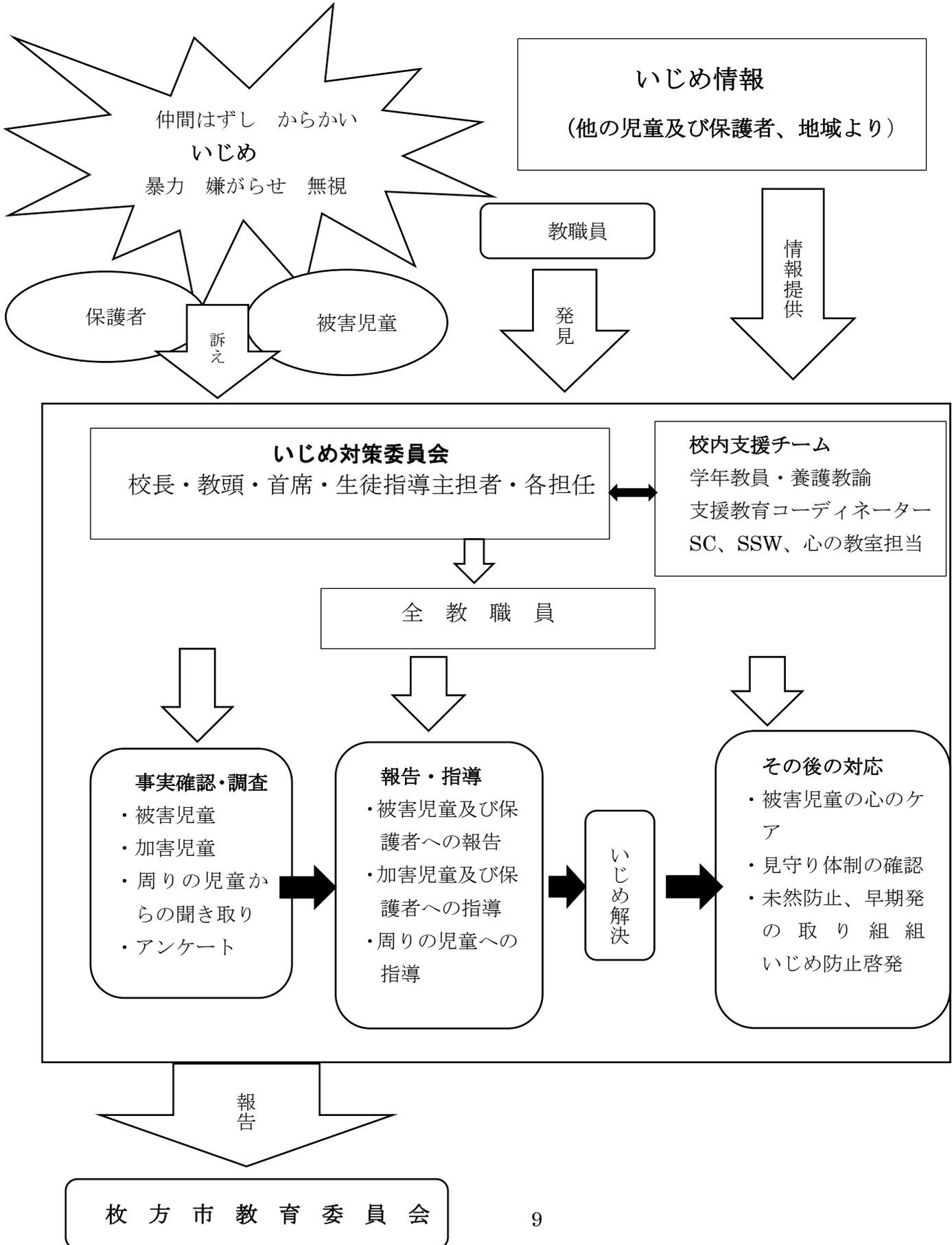
そのため、認知されたいじめ事象について、事案の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげ、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。

運動会や学習発表会、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ機会の充実を図る。また、授業において、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう「協働的な学び」を推進する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を推進し、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

いじめが起こった場合のフローチャート



教師用の補足

★いじめを許さない指導（学級担任としての大切な心構え）

①信頼できる教師となる。

「口で言うこと」と「すること」の矛盾がないようにする。目に見える言行不一致に対して児童は敏感に反応し、教員の人間性を鋭く評価する。相談されたら親身になって聞き、誠意をもって行動する。

②多面的な価値尺度をもち、子どもたちの長所を伸ばす。

教員が自分のよさを見てくれているというのは、児童にとって何より嬉しいものである。マイナス面は見ているがプラス面は見えていないと感じれば、子どもの心は離れていく。否定よりも肯定、長所を伸ばすことによって欠点をカバーする方が、より大きく人間は成長できる。何よりも、教員がひとりひとりの児童を理解しようとする姿勢が大切である。

③すべての児童に愛情を持って接する。

学級の児童一人一人を見つめ、今一番弱い立場にある児童と向き合い、寄り添って、悩みを共に解決するために最善を尽くすことが教員の仕事である。このような教員の姿から、弱い立場の者をいじめてはいけないことを児童は感じとっていく。

その一方で、教員に対する不満として児童が筆頭に挙げるのは「えこひいき」である。特に、教員が無神経な差別的言動や心を傷つける言葉を発するなど、人格を否定するようなことをすれば信頼は大きく崩れてしまう。すべての児童に愛情を持って接する姿勢を貫くことである。

④学級づくりの明確な指針を持ち、しっかり示す。

「どのような学級にしたいか」「何を大切な価値観とするか」などを明確にする。目標の意識づけと方向性が明確であれば、児童は創意工夫して、その実現に向かうことができる。これがはっきりしないまま、そのときの都合によって価値観や方向性が変わるようであれば、何を指針に行動していいのか児童はわからなくなり、集団としてのまとまりも弱くなる。

⑤記録を残し、指導に役立てる。

児童の長所や気になることから、学級会などで話した内容などはその日のうちに簡単なメモをとって、一冊の本や手帳にまとめておくといよい。すると、褒めたり叱ったりした児童が偏っていたり、全然名前が出てこない児童などの存在に気づくことがあり、事後の指導に役立つ。

⑥担任が許さないことを語る。

学級づくりを進める中で、担任は、児童が誤った道を歩もうとするときのブレーキとなることも重要である。そのためにも、日ごろから、担任が「教員として、人として許せないこと」を児童へ繰り返し語り続けていくことである。このことが、児童が物事を判断する際の重要な手がかりとなっていく。いかに楽しい雰囲気のある学級であっても、規範意識が弱く、けじめのない学級は、児童の思いが空回りして、集団としての高まりを期待することが難しい状況に陥りやすい。

菅原東小学校不登校対応指針

不登校支援に対する考え方

- 不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童にも起こり得る。
- 「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指す必要がある。
- 個々の不登校児童の状況を適切に把握し、多様な支援の実施を推進する。

1 未然防止

(1) 児童にとって魅力的な学校づくり

- 学校全体で児童一人ひとりに丁寧な目を向け、「自分は大切に思われている」と感じられる対応が大切。教職員にとっては「できて当たり前」と思われる行動でも、できたときは称賛の声掛けをし、自己肯定感を高め、子どもの自信につなげていく。
- 教職員は、一日にできるだけ多くの児童と話す機会をつくり、子どもの話をよく聞き、児童からも気軽に話し掛けられる関係をつくっていく。
- 不登校となる要因は多様で複雑なので一人ひとりに寄り添い、背景に合わせた配慮を考えていく。
- 多様な背景をもつ児童が互いに認め合える環境づくりと、一人ひとりに合った適切な支援を早期に受けられる体制を整える。
- 児童生徒の環境や背景の変化を教職員間で情報共有し、学校全体で見守っていく。

(2) 学校の中での居場所づくり・関係づくり

- すべての児童が自分は認められていると実感できる学校にしていく。
- いじめや暴力は絶対に許さず、毅然とした態度で対応する。教職員の言動が児童に適しているか振り返りながら、すべての児童にとって学校が安心、安全な場所になるようにしていく。
- 教職員は、児童生徒が互いの良さを認め合い、自分たちで関係がつけられるようにする。各教科や特別活動を中心に学校生活全体で互いが認め合える機会をつくっていく。

(3) 一人ひとりが主役となる授業づくり

- 個々の習熟度や興味・関心を大切に、授業が「楽しい」「おもしろい」「もっとやってみたい」と思える工夫をしていく。
- 「わからない」を言える雰囲気をつくり、対話を通して子ども同士が学び合い、高め合う、全員参加の授業を進めていく。

(4) 職員の指導力の向上

- 教職員は、魅力ある学校づくりや不登校児童への対応などの指導力向上に努め、教育委員会などが実施する研修を積極的に受講する。
- 研修で学んできたことを情報共有したり、自校の実態に合った研修会をしたりして校内研修の充実を図る。

2 早期発見・早期支援

(1) 情報共有

○欠席し始めた児童の欠席状況を教職員が共有し、早期に対応する。過去の欠席状況等から休みがちな児童については、登校していても日常的に支援していく。また、実態把握に努めていく。

○様子が気になる児童がいたら不登校対策委員会に必ず報告し、担任や一部の教師でとどめることがないようにして早期発見早期支援につなげる。

○担任だけでなく、学年や不登校対策委員会などを中心に迅速にチームとして対応する。

(2) 実態把握

○児童を対象としたいじめアンケートや毎月のいじめ状況調査などを活用し、困っていることや悩んでいることを具体的に把握し、迅速に対応する。

(3) 不登校傾向がみられる児童への対応

○休みがちになってきた児童については、学校内で情報を共有し、休みがちになった要因、背景の把握に努め、過去の状況などを確認し計画的に支援できる体制を整える。

○担任は、保護者に連絡し、早期に家庭訪問を実施し、児童に直接会って話す機会をもつことに努める。直接会えない場合は、オンラインなどを勧める。児童に会えなくても保護者への連絡は続けていく。

○スクールカウンセラーや心の教室相談員などを有効に活用し、保護者や児童に寄り添った支援を行う。

○児童に無理に登校を進めるのではなく、児童が自分を見つめ直す時間だととらえ、児童の気持ちを尊重し、一人ひとりに合った支援を保護者と協力しながら進める。

3 長期化している場合の支援

(1) 個々の児童の状況に合った対応

○適切な支援にしていくために、担任、不登校対策委員会、学年、教職員全体、スクールカウンセラー、心の教室相談員、保護者、関係機関などとの話し合いにより不登校に至った要因や背景を共有し、支援の方向を決める。

○欠席が続いていてもデジタル教材やプリントなどによる学習や保護者との連携は継続していく。

(2) 家庭への支援

○保護者の不安な気持ちを受け止め、一緒に考えていく姿勢を伝える。

○スクールカウンセラー、心の教室相談員などとの面談を勧める。

○別室登校などを勧め、少しでも登校できるように促す。

○保護者に枚方市内にある関係機関について情報を提供する。

○学校からの配布物は必ず届け、児童や保護者が大切にされていることを実感できるようにする。

5つのレベルに応じた不登校対応例

学校対応

連携対応

レベル1

連続欠席が2日、または月間の断続的欠席が5日以下

担任による電話連絡【実態把握】

★チェックポイント

- 欠席理由
 - 医療機関への受診の有無について
 - 次の登校時の連絡など
- ※欠席理由が不明瞭な場合、家庭訪問等で確認

安心できる声かけ

次の登校時の連絡



* 学級・学年・教科など、学校園内での情報提供 *

- ① 学級での様子
- ② 人間関係
- ③ 学習状況の確認
- ④ 部活動などの様子
- ⑤ スクリーニングシート

不登校対策委員会で検討

チェック

保健室への来室状況なども有力な情報になります。

レベル2

連続欠席が3日以上、または月間の断続的欠席が10日以下

担任による家庭訪問【実態把握】

★チェックポイント

- 子どもの表情・様子
- 子どもの生活リズム
- 子どもの友人関係
- 子どもと保護者の関係性
- 家庭の養育環境
- 保護者の見立て
- 登校への意欲レベル

家庭の思いを尊重した態度で実施



* 生徒指導・学年・委員会・SC・SSW との連携 *

- ① 養育環境
- ② 学校での様子
- ③ 学習状況
- ④ 過去の欠席状況
- ⑤ 支援を要する場合の対応

ケース会議

情報共有した内容は、学校全体で共有する。

レベル3

長期欠席（学期内で10日以上、年間30日以上）かつ、家庭と連絡が取れる状態

① 学校とのつながりを切らない

- ・電話・タブレットを活用した継続的な連絡、家庭訪問
- ・行事への参加の仕方も家庭と相談

② 保護者、本人の意向の確認

- ・学習の仕方の確認（タブレットの活用等）
- ・SC、SSW等専門家へつなぐ
- ・別室対応（校内適応指導教室）

③ 校内体制の確保（人員、時間、場所）

④ 協力体制の確立（他学年、支援学級、管理職など）

学校へ行くことのみをゴールとせず、家庭の意向に沿った登校の仕方を模索する



* 学校外の組織との連携 *

①

- 枚方市適応指導教室「ルポ」（毎年登録・入室手続きが必要）
枚方市教育文化センター別館 1F（TEL：050-7102-3154）
- ・登室・訪問指導
 - ・学校と連携・出席扱い（校長裁量）

② 院内学級

③ フリースクールなど

④ その他必要に応じてつなぐ関係機関

レベル4

長期欠席（学期内で10日以上、年間30日以上）かつ、家庭と連絡が困難な状態

① 登校した子どもの様子をしっかりと把握する。

② SC、SSW等の専門家を交えたケース会議を行い目的意識を持って組織的に対応する。

③ 長期的に連絡が取れない場合、学校には公的関係機関への通知や通告義務があることを管理職と相談のうえ、保護者に説明する機会を設ける。

法的根拠に基づいた説明



* 重大事案を想定した連携する関係機関 *

区分	連携する関係諸機関
就学義務違反	教育委員会
虐待	子どもの育ち見守り室
非行	少年サポートセンター・スクールサポーター

レベル5

年間の出席が10日以下かつ、家庭との連絡が困難な状態

電話連絡や家庭訪問を行う中で、学校が家庭へアプローチしたことを形として残す。

また、日々の学校対応を記録しておく。

- ・電話連絡の際、留守番電話にメッセージを残す。
- ・家庭訪問の際、手紙を投函しておく。 など

- ① 子どもの命を守ることを最優先に考える。
- ② 家庭と連絡が取れる状態でも、子どもへのアプローチを忘れない！
- ③ 個人がケースを抱えることなく、組織的に対応する。
- ④ 普段の積み重ねが信頼を生むことを忘れない。

* 重大事案に発展しないための緊急的な連携 *

- ① 長期的に家庭との連携が取れず、「虐待」の疑いがある場合は、管理職に相談し緊急に関係諸機関と連携する。

→教育委員会へ通告書の写しを提出

→子どもの育ち見守り室または中央子ども家庭センターに通告・状況に応じて警察に情報提供

- ② 学校対応について保護者から過度な要求がある場合。

→スクールロイヤーに相談（教育委員会を通して）